

平成 28 年度
国の予算編成等に対する提案

平成 27 年 1 月

関西広域連合

関西広域連合は、府県域を越える広域課題に取り組むことはもとより、地方分権の突破口を開き、わが国を多極分散型の構造に転換することを目指し、複数府県による全国初の広域連合として、平成22年12月1日に設立しました。現在は、関西圏の4政令市も加わり、11の構成府県市による広域行政体として広域防災、広域観光・文化・スポーツ振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等並びに広域職員研修の7つの分野の事務及び国の出先機関の地方移管の早期実現に向けた取組を行っています。

また、東日本大震災の発生により、企業の生産停止の連鎖が全国、世界へ広がるなどわが国の一極構造の脆さが浮き彫りになり、国と地方のあり方、経済社会のあり方、エネルギー政策等について大きな変革を迫られるなか、関西広域連合では、東京一極集中を解消するための複数の国土軸を見据えた双眼型の経済社会・社会基盤のあり方や、中長期的なエネルギー政策等にも取り組んでいます。

そして、都市と多自然地域が近接し、それぞれの地域が個性に溢れた関西の強みを活かして人の循環を促進し、地域活力の再生を図るため、暮らしを支え経済を持続可能にする都市の戦略的形成や、多自然地域での心豊かなライフスタイルモデルの確立により、自立した地域が多様性の中で共生する関西ならではの地方創生の実現をめざしています。

そのためには、まずは、政治、行政、経済各方面から、国土の双眼構造への転換が不可欠であるとともに、「人」に焦点をあて、都市と多自然地域など、国内外を問わず「人」の循環を起こすことについて、昨年9月に設置した関西圏域の展望研究会の報告書において、2つの政策コンセプトとして提案があったところです。

つきましては、関西広域連合として、平成28年度の国の予算編成等において、特に重要と考える項目について提案いたしますので、ご配慮をお願いいたします。

平成27年11月

関西広域連合

連合長	兵庫県知事	井 戸 敏 三
副連合長	和歌山県知事	仁 坂 吉 伸
委員	滋賀県知事	三日月 大造
委員	京都府知事	山 田 啓 二
委員	大阪府知事	松 井 一 郎
委員	鳥取県知事	平 井 伸 治
委員	徳島県知事	飯 泉 嘉 門
委員	京都市長	門 川 大 作
委員	大阪市長	橋 下 徹
委員	堺市長	竹 山 修 身
委員	神戸市長	久 元 喜 造

目 次

I	地方分権改革の推進	1
II	地方創生の推進	8
III	広域連合制度の充実	13
IV	双眼構造の経済の構築	14
V	首都機能バックアップ構造の構築	15
VI	国家戦略特区をはじめとする特区等を活用した関西の活性化	18
VII	社会基盤の構築	21
VIII	南海トラフ巨大地震や大規模風水害等大規模災害への対応	25
IX	原子力発電所の安全確保	32
X	エネルギー政策・地球温暖化対策の推進	36
X I	広域観光・文化振興の推進等	41
X II	攻めの農林水産業の確立	44
X III	医療提供体制の確保・充実	46
XIV	微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進	48
X V	新型インフルエンザ対策等の強化	50
XVI	東日本大震災に関する被災地支援等	52
XVII	関西ワールドマスターズゲームズ2021への支援	54
XVIII	危険ドラッグ対策の充実強化	56

I 地方分権改革の推進

【担当省庁】内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

現在の我が国の不透明感や閉塞感を打破し、国民が求める成長と豊かな社会を実現していくためには、地方分権改革を進めることにより、我が国の統治構造を中央集権ではなく自立分権型に変えていくことが不可欠である。

このような認識の下、関西では、国と地方の二重行政を解消し、地域における広域課題を自らの意思と責任で解決するため、府県・政令市による全国初の広域連合を設立し、関西における府県域を越える広域事務を推進するとともに、国出先機関の受け皿としてその移管を強く求めてきた。

関西広域連合としては、これまでの地方分権改革の成果を活かし、地方創生を進めていくためにも今後も改革を着実かつ迅速に推進することが必要と考えており、次のとおり提案する。

1 国と地方の関係の再構築

現在の国と地方の関係は、責任と負担の所在が必ずしも一致しないなど、相互依存・もたれ合いの状況にある。この関係から脱却し、真の地方分権型社会を目指すのであれば、国と地方の関係を再構築する必要がある。

その際、国の役割を、国家としての存立に関わる事務など、国が本来果たすべきものに限定し、それ以外のものは財源も移譲した上で全て地方が担うという自己責任の原則による役割分担を、地方と十分協議しながら明確にすること。

2 国出先機関の地方移管の強力な推進

これまで地方が政府とともに真摯に進めてきた改革の歩みを止めてはならない。国出先機関の地方移管を強力に推進するとともに、中央省庁の事務・権限についても地方に委ねるべきものは積極的に移譲すること。

3 国からの事務・権限移譲の推進

(1) 提案募集への対応

- 地方の発意に根ざした取組を推進する地方分権改革に関する「提案募集」について、府県を越える広域的な行政課題に対応してきた関西広域連合の実績を踏まえ、関西広域連合から提案を行った以下の 25 項目について、財源確保等の所要の措置を含め、真摯に対応し、その実現を図ること。

- ① 國土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲（國土交通省）
 - ② 國土利用計画法に基づく土地利用基本計画策定の見直し（國土交通省）
 - ③ 近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲、近郊整備区域建設計画等の作成に係る國同意の廃止（國土交通省）
 - ④ 複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲（國土交通省）
 - ⑤ 複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲（農林水産省（林野庁））
 - ⑥ 国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲（環境省）
 - ⑦ 国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲（環境省）
 - ⑧ 診療報酬決定権限の一部の移譲（厚生労働省）
 - ⑨ 介護報酬決定権限の一部の移譲（厚生労働省）
 - ⑩ 保険医療機関の指定・監督権限の移譲（厚生労働省）
 - ⑪ 産業振興に係る決定権限の移譲（一括交付金化）（経済産業省）
 - ⑫ 農林水産業振興に係る決定権限の移譲（一括交付金化）（農林水産省）
 - ⑬ 大学設置認可に係る事務・権限の移譲（文部科学省）
 - ⑭ 地方大学の設置・充実を図るための事務・権限の移譲（文部科学省）
 - ⑮ 地方大学における留学生対策の充実のための事務・権限の移譲（文部科学省）
 - ⑯ 介護保険における住所地特例の適用対象の拡大（厚生労働省）
 - ⑰ サービス付き高齢者向け住宅の要件緩和（空家の有効活用）（厚生労働省・國土交通省）
 - ⑱ 広域連合における地方版総合戦略の策定等（内閣官房）
 - ⑲ 大規模災害における広域連合の代行（内閣府）
 - ⑳ 大規模災害発生時の外国人医師の受入れ（厚生労働省、内閣府）
 - ㉑ 自治体職員の公務による海外渡航に係る公用旅券の発給（外務省）
 - ㉒ 観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の移譲（國土交通省、観光庁）
 - ㉓ 国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大（総務省）
 - ㉔ 特定商取引法に係る広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等権限の移譲（経済産業省、内閣府（消費者庁））
 - ㉕ 一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲（國土交通省）
- ※（ ）内は制度の所管・関係府省

（2）提案募集方式の見直し

- ・ 地方自治体の提案に対する関係府省の検討にあたっては、地方自治体が相応の権限と責任、及びこれに応じた財源を備える分権型社会を実現するため、地方に委ねることによる特段の支障等を立証できない限り移譲・見直しを実行する方向で取組

を進めること。

- ・ 「提案募集方式」の対象が地方自治体の事務処理に係るものに限定されているため、折角の地方創生などに資するアイデアの実現に向けた道が閉ざされている。地方自治体の事務処理に係るものではなくても、幅広く対象にすること。

4 道州制検討に対する政府の基本的な考え方の明確化

道州制は、我が国の統治機構を抜本的に見直すものであり、地方の意見も十分に反映させながら国民的議論が展開されるべきである。

そのため、検討を進めるに当たっては、地方公共団体をはじめとする多くの関係者が共通イメージを持ったうえで国民的議論を呼び起こすためにも、次のような制度の根幹的内容については、その概略や方向性を早急に明確にしたうえで、国民会議での調査審議を行うべきである。

- (1) 我が国の中集権体制を見直し、分権型社会を構築するという本来の目的を見失わないこと。
- (2) 国・道州・市町村の役割分担について、抽象的な整理ではなく、具体的に明らかにすること。特に、内政において国が引き続き担う役割は限定列挙すること。
- (3) 中央府省に残る権限や国会が引き続き担う立法権限の範囲を明らかにした上で、中央府省・国の出先機関の解体再編や国会のあり方など我が国の統治機構全体をどう見直すのか明らかにすること。
- (4) 現行の市町村を一定の規模を持つ新たな「基礎自治体」に合併・再編することを想定し、その権限を強化することを前提としているのなら、そのための枠組みを示すこと。
- (5) 現行の市町村を前提とするのであれば、地理的・歴史的・文化的条件などにより、十分な権能を発揮できない団体も生じると考えられるが、その補完の仕組みについて検討すること。
- (6) 政令市をはじめとする大都市については、特別な制度の適用を含め、道州との関係について明確にすること。

また、今後の道州制の検討に当たっては、地方分権改革の原点に立ち返り、地方の意見を最大限反映する必要がある。このため、「道州制国民会議」など検討のための組織が設置された際には、関西広域連合の参加を可能にすること。

5 安定的な分権型地方税財政制度の構築

臨時財政対策債への依存など、常態化している地方の財源不足を解消し、持続的な財政運営を可能とするため、国と地方の税源配分の見直しとあわせ、地方交付税の法定率

のさらなる見直しや、所得・資産・消費のバランスのとれた税制の構築など分権型の地方税財政制度の構築に取り組むこと。

(1) 地方一般財源総額の確保

平成 28 年度地方財政収支の仮試算では、地方一般財源総額は前年度に比べ 0.5 兆円増額されたものの、社会保障の財源となる地方消費税の引き上げによる增收分が不明なため、実質的に地方一般財源総額が確保されたかどうか不明である。

また、地方創生の本格的な取組がスタートするにも関わらず、「まち・ひと・しごと創生事業費」は昨年度と同額の 1 兆円しか計上されていない。

東京一極集中の是正や、国土の双眼型構造への転換、地域の経済・雇用対策など、喫緊の課題に地方が機動的に対応できるよう地方財政計画に地方の需要を的確に反映させ、必要な地方の一般財源総額を確保すること。

特に、地域の実情に応じた地方単独事業に対する財源確保など、地方交付税の充実を図ること。

(2) 地方自治の本旨に則った地方交付税措置

骨太の方針 2015 では、地方自治体が自ら改革に取り組むインセンティブを強化するため、先進的な自治体が達成した経費水準の内容を地方交付税の単位費用の積算に反映する「トップランナー方式」などにより、自治体の意識と行動の変化を促進するとある。

しかし、地方歳出は人口や地理的条件など、歳出削減努力以外の要素によるところが大きく、一律の行政コスト比較はなじまない。地方交付税は地方固有の財源であり、地方が合理的かつ妥当な水準で地方行政を行うために必要な財源を保障するものであることから、国の政策誘導による地方交付税の削減は一切行わないこと。

(3) 国と地方の協議について

地方交付税の見直しを行う際には、「国と地方の協議の場」の議題とするとともに、「地方税財政分科会(仮称)」を設置し、国と地方の協議を十分に経ること。

(4) 消費税・地方消費税の税率引き上げに伴う課題への対応

平成 29 年 4 月の税率 10%への引き上げに当たっては、いわゆる「景気判断条項」を付していないことから、今後、国と地方が連携・協力して経済状況を好転させることができるように、地方創生や地域活性化対策、企業の増益を賃金上昇につなげ個人消費を拡大させる施策などに取り組むこと。

また、軽減税率制度の導入に当たっては、代替財源が必要となること、対象品目の線引きや区分経理の方法など検討を要する課題が多岐にわたることなどから、時期も含めその導入については慎重に検討するとともに、実際に導入する際には代替税財源を確保する方策を同時に講じること。

(5) 法人住民税の交付税原資化には限界があることを認識すること

消費税率引上げの対応として、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を国税とし、地方交付税原資の充実が図られた。

しかし、法人住民税は地域社会の費用について、構成員である法人にも個人と同様に幅広く負担を求めるために課税するものであり、この基本的性格は堅持されなければならない。

このような法人住民税の性格から、さらなる国税化には限界があることを踏まえ慎重に検討すること。

(6) 抜本的な偏在是正措置の実施

地方財源の調整機能を強化するため、法人税等のうち交付税原資となる税収を特別会計に直入するなどして、地方税体系を抜本的に見直し、地方交付税が地方自らの財源であることを明確にする「地方共有税」を創設すること。

(7) 地方法人特別税の抜本的な見直しと税源の偏在性の是正

地方法人特別税はあくまで暫定的な措置として導入されたものであるため、税制の抜本的改革による地方消費税の引き上げ等により、地域間の偏在性が小さく安定性の高い地方税体系の確立を図ること。

(8) 法人実効税率の見直し等における代替財源の確保

法人実効税率の引下げについては、代替財源として必要な地方税財源を確保し、地方の歳入に影響を与えないよう、恒久減税には、恒久財源を確保すること。

なお、課税ベースの拡大を行うなど、可能な限り「法人課税の中での税収中立」を優先すること。

(9) 法人事業税の外形標準課税の拡大

法人事業税は、法人がその事業活動に比例して、道路等の公共施設の利用や警察による治安、保健衛生等、様々な行政サービスを受益している点に着目し、事業規模に応じて課税しているものである。応益性の強化・税収の安定化のために、既に外形標準課税が導入されている大法人（資本金1億円超）について、外形標準課税（付加価値割）をさらに拡充すること。

なお、外形標準課税の拡大にあたっては、可能な限り、法人課税の中での税収中立とすること。

また、外形標準課税の適用対象法人のあり方等について検討を行う際には、地域経済への影響を踏まえて、中小法人への適用については慎重に検討すべき。

(10) 自動車取得税等の見直しにおける代替財源の確保

消費税率10%段階で廃止される自動車取得税は、偏在性が小さく、地方にとっては

重要な財源であるため、車体課税の抜本的な見直しに当たっては、安定的な代替財源を確実に確保する等地方財政に影響を及ぼさないよう地方の意見を十分に踏まえ、引き続き特段の配慮をすること。

(11) **自動車税の堅持**

消費税引上げ時の駆込み需要の反動減等による国内自動車販売台数の低迷などから、コンパクトカー等に係る自動車税の引下げ等の要望が自動車業界からあるが、自動車税は、自動車の運行に伴い道路の損傷が生じることに鑑み、その損傷の原因となる自動車の所有に対して一定の負担を求める道路損傷負担金としての性格を有することから、自動車の需要喚起や自動車ユーザーの負担軽減の観点等から自動車税率の引下げを議論することは不適切であるため行わないこと。

(12) **償却資産に係る固定資産税の堅持**

償却資産に係る固定資産税については、企業活動が土地と建物（家屋）、機械・設備等（償却資産）を一体的に活用して行われていることに着目して課税されている市町村税収の基幹といえる重要な税制であることから、現行制度を堅持すること。

(13) **ゴルフ場利用税の堅持**

ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地特有の財政需要を賄う重要な財源であり、これを享受しているゴルフ利用者が負担すべきである。海外においても、アメリカ（一部の州、市）、韓国、台湾において、ゴルフ場の利用に対して課税されている。

また、ゴルフ場の広大な土地を工場立地など他の用途に用いた場合、市町村が得られたであろう収入を鑑みても市町村の貴重な財源である現行制度を堅持すること。

(14) **地球温暖化対策のための地方財源の確保**

① 石油石炭税の税率上乗せ分における地方税財源の確保

環境施策の推進にあたっては地方公共団体が大きな役割を担っていることから、石油石炭税の税率上乗せ分の一部を地方の役割に応じた税財源として確保すること。また、この税の使途に森林吸収源対策を新たに位置づけ、間伐等の実施、作業道の整備や林業機械等の導入による森林整備を着実に推進するために必要な財源を安定的に確保すること。

② 国税と地方税の性格を踏まえた地球温暖化対策のための税財源のあり方

「地球温暖化対策のための税財源」については、国民が広く負担するのではなく、原因者負担の原則に基づき、CO₂排出者が負担することが適切である。

一部の省庁案のように、地方自治を体現するための会費的性格を持つ住民税へ上乗せして、国の事業の財源調達の方法として活用することは、原因者負担の原則に照らして適当ではないことのみならず、国税と地方税の性格を逸脱するものであるため行わないこと。

(15) ふるさと納税に関する見直し

① 「ふるさと納税ワンストップ特例制度」に係る財源措置

今年度創設された「ふるさと納税ワンストップ特例制度」により、所得税から減額されるべき金額が個人住民税から控除されるが、地方の減収分に対して補填される仕組みがない。

減収分となる所得税相当分については、国の責任において財源措置を図ること。

② 「企業版ふるさと納税」制度を導入する場合の国税での対応等

「企業版ふるさと納税」制度の導入が検討されているが、地方法人課税においては、法人が事業活動を行うにあたって受ける地方団体の各種行政サービスの経費分担という性格、地域社会の費用を構成員が分担する会費的性格を有すること、法人が行う地方団体への寄附は事業所の所在地とは基本的に関係なく、当該法人の本社で一括して行うことが多いことから、寄附に伴う税額控除等は地方税ではなく国税で対応すること。

また、企業による創業地などへの貢献や地方創生に取り組む地方公共団体のインセンティブとなると期待できることから、モラルハザードにならないような制度設計に留意して検討すること。

II 地方創生の推進

【担当省庁】内閣官房、内閣府、復興庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

関西広域連合は、東京一極集中からの脱却を図り、国土の双眼構造への転換による「この国のかたち」の再構築を念頭に、様々な広域課題に取り組んでおり、このような歩みを進めることこそが地方創生につながる。政府において、地方が自らの実情に即して主体的に行行動できる仕組みをつくるため、関西広域連合は、地方を創生する政策の方向を明確にし、特に重要と考える施策について、次のとおり提案する。

1 東京一極集中からの脱却

東京一極集中からの脱却を図るため、各地域の主体的な取組への支援や国土の双眼構造への転換等を基本に、関西広域連合は、地方への移住・定住を促進し、関西圏域の持続可能な地域構造モデルの方向を明確にすることとしているが、各地域が、適宜、これを踏まえた魅力ある地域づくりを行っていくよう、以下の施策を講じること。

(1) 人・企業・大学・政府関係機関等の地方分散の促進

- ① 企業の本社機能等の地方への分散配置促進のための税制措置の充実
 - ・ 企業の本社機能等の地方への移転を促進するため、東京以外の地方の法人税率の負担を低くするなど税制上の優遇措置の拡充等
 - ・ 特に、地方拠点強化税制における支援対象地域について、近畿圏整備法で定める既成都市区域（大阪市の区域、京都市、堺市及び神戸市の一帯区域など）を含めた地域に見直すこと
 - ・ 地域活性化や人口の流出抑制を目的として、府県や市町村が個人住民税及び法人住民税を引き下げた場合の国による減収補填
- ② 国土の双眼構造の構築に資する政府関係機関等の地方移転の促進
 - ・ 国土の双眼構造の一翼を担う関西を実現するため、構成団体から内閣官房まち・ひと・しごと創生本部へ提案している文化庁、観光庁、国際観光振興機構（JNTO）など観光・文化関係機関、消防大学校など防災関係機関、特許庁、中小企業庁、産業技術研究所など産業関係機関、理化学研究所など科学技術関係機関、さらに消費者庁、統計局、国際協力機構（JICA）や日本貿易振興機構（JETRO）等といった政府関係機関の積極的な地方への移転及び移転に関する地方負担の軽減（移転に伴う用地の確保、施設の建設、職員住居の確保など、移転に要する経費については、国において原則負担すること）
 - ・ 政府機関の移転は、地方創生を実現するため国自ら積極的に取り組む姿勢を打

ち出した施策であるにもかかわらず、移転の検討のポイントは機能や効率性の向上などに重点が置かれている。こうした国側の論理による評価・検討の視点から、地方創生の観点を中心に地方の側の立場に立った視点に変更すること

- ・ 国が示した移転候補には、そもそも地方では移転の支障の解決が不可能であり対象に馴染まないものが含まれている。国の責任において改めて移転可能候補を示し、候補から外した理由について公表すること

(3) 大学・試験研究機関等の地方移転の促進

- ・ 双眼構造の一翼を担う首都圏の大学、試験研究機関等の地方移転に対する支援制度の創設（工学系、農学系など地方に研究資源が豊富にある分野の首都圏大学キャンパスの地方移転や地域課題の解決を命題とした学部の新設、首都圏と地方圏の大学の単位互換制度の導入（包括協定等）等）

(2) 国土の双眼構造への転換の促進

- ・ リニア中央新幹線東京～大阪間の全線同時開業への支援
- ・ 関西の首都中枢機能のバックアップ拠点への位置づけ
- ・ 関西の空港や港湾の相互連携、空港・港湾と主要都市をつなぐ高規格幹線道路等の整備によるミッシングリンクの解消、京阪神都市圏の高速道路の料金体系一元化、未整備地域への新幹線など高速鉄道網の整備等の促進

(3) 圏域特性を活かした活性化への支援

- ・ 現行の「特区制度」や「提案募集方式」を進めた大胆かつ柔軟な規制・制度改革
- ・ 地方を支える高い技術を有する中小企業を育成するため、国による積極的な科学技術開発支援の拡充
- ・ 巨大地震に備えた津波避難困難地域解消のための高台移転などの地域改造等、災害に強いまちづくりへの支援
- ・ 訪日外国人旅行者向け基盤整備への支援（多言語表記、ICTを活用した情報提供、無料公衆無線LAN等の整備促進、認証手続きの簡素化・一元化、消費税免税制度の充実、医療通訳）

2 地域活力の再生

地域活力の再生を図るため、都市の戦略的形成や多自然地域での心豊かなライフスタイルモデルへの支援を基本に、関西広域連合は、高齢化が進むニュータウンや人口減少が著しい多自然地域等における地域構造とライフスタイルモデルの方向を明確にすることとしているが、各地域が、適宜、これを踏まえた魅力ある取組を行っていけるよう、以下の施策を講じること。

(1) 地域活力の再生に対する総合的な支援

- ・ 住民が主体的に取り組む地域活性化への支援制度の創設（住民主導による土地利用等の計画策定やアンテナショップの開設など都市との交流事業等の具体取組への助成、地域おこし協力隊の充実など人的支援、地方での新たなチャレンジを支援するための創業支援制度の創設等）
- ・ 二地域居住など高齢者の多様な住まい方と子育て世代への住宅提供、さらに子育て世代への経済支援等につながる「リバースモーゲージ制度」活用時の資産価値の下落等のリスクに対する公的保障制度の創設

(2) 大都市・拠点都市の戦略的な形成への支援

- ・ 再開発ビルの建設・改修や入居を支援する税制度等の充実
- ・ ニュータウンの再生に関する支援制度の創設
- ・ 多様なサービスの提供主体の活動拠点となる施設整備・改修に関する規制緩和等

(3) 多自然地域での心豊かな暮らしへの支援

- ・ 個人の希望に応じた若者、高齢者のU I Jターン等地方への移住・定住に対する支援制度の充実
- ・ 空き家の改築及び流通促進に対する支援制度の創設等
- ・ 光ファイバーケーブルや利便性と安全性を兼ね備えた公衆無線LAN環境の整備促進
- ・ 公共交通のネットワークの再構築、維持、利便性向上への支援制度の充実
- ・ 都市部との教育環境格差是正のための支援制度の創設
- ・ 地方におけるテレワークやサテライトワークといった新しい働き方の事例提供と支援策の構築
- ・ 新規就農者等への住居、農地、施設・機械等を貸与する支援策への助成制度の創設
- ・ 植物検疫条件の早期合意など、農林水産物の輸出拡大に向けた取組の推進
- ・ 特產品の6次産業化・ブランド化の推進に対する支援制度の充実
- ・ 魅力ある林業の展開・人材育成に対する支援制度の拡充及び森林整備加速化・林業再生事業の延長・拡充
- ・ 既存の過疎、半島振興等の条件不利地域の振興策の強化（交付金及び起債制度の充実）

3 少子化対策の抜本強化及び多様な主体が活躍できる社会の構築

少子化対策の抜本強化等を図るために、国・地方が総力を挙げるとともに、コミュニティ再構築への支援や女性をはじめ、多様な主体の社会参加や若者の就業支援への基盤づくりを基本に、関西広域連合は、ライフステージごとに切れ目のない少子化対策とコミュニティ再構築のしくみの方向を明確にすることとしているが、各地域が、適宜これを踏まえた魅力ある取組を行っていくよう、以下の施策を講じること。

(1) ライフステージごとの一貫した切れ目のない支援制度の充実

- ・ 地域の実情とライフステージに応じた、思い切った支援策の実施（家族の機能の維持・向上をめざした学校教育の充実、地方が独自に取り組む結婚支援策や周産期医療体制の整備、地域ぐるみの多様な子育て支援、仕事と育児の両立支援等）
- ・ 「地域少子化対策強化交付金」の大幅増額及び対象要件の緩和並びに恒久的制度の確立
- ・ 3人以上の子どもを持つ世帯に対する負担軽減（幼児教育・保育料無料化等）
- ・ 小規模放課後児童クラブへの支援の充実

(2) コミュニティ再構築への支援

- ・ 防災、介護、生活支援、子育て支援、都市・農山漁村交流、移動支援等のコミュニティが担う多様なサービスをワンストップで提供する「地域づくり主体」の立ち上げ及び運営に対する総合支援制度の創設（初期投資や安全・安心サービスの提供など公共的な要素が強いサービス運営への重点的な財政支援、高齢者による高齢者への生活支援や地域おこし協力隊の充実などの人的支援）

(3) 超高齢社会への対応

- ・ I C Tを活用した高齢者が安心して住める環境づくりへの支援制度の充実（遠隔医療システムの整備、I C T利用による高齢者の位置確認、地上デジタル放送や情報通信基盤の利活用に加え、マイナンバーなども活用した災害情報システムの整備等）
- ・ I C Tを活用した高齢者の働く場の充実
- ・ 地域別、診療科別需給状況等、都道府県ごとの地域実情を踏まえた医学部入学定員増など、国の責任による医師の適正な配置がなされる仕組みの構築
- ・ 医療提供体制の地方への権限移譲（地域の実情に応じた病床の確保に関する権限、健康保険法及び国民健康保険法に基づく保険医療機関の指定・指導権限）
- ・ 首都圏から地方への移住を希望する都市の高齢者に対応できる制度の充実（介護保険「住所地特例」の拡大等）

(4) 多様な主体の社会参加・就業支援の基盤整備への支援

- ・ 女性や高齢者が働く環境の基盤整備や若者を spoilしてしまう採用システムの見直しなどの推進
- ・ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく企業の取組促進をはじめ、地域における男女共同参画社会に向けた風土づくりや、長時間労働の是正などのワーク・ライフ・バランスの推進、仕事と子育てなどの家庭生活を両立できる仕組づくり等について、地方公共団体の主体的な取組を加速するため、地域の実情に合わせた独自の施策展開を継続的に支援する、日本の未来を創る「女性活躍応援基金」の創設

4 地域の施策を支援する仕組みづくり

地域の施策を総合的に支援する仕組みについて、以下の施策を講じること。

(1) 地域創生を総合的に支援する制度の創設

- ・ 自由度の高い特別な地方債「地域創生事業債（仮称）」の発行とその元利償還金に対する交付税措置を行う制度の創設

特に、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画期間直後に開催される2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や2021年関西ワールドマスターズゲームズ等を見据え、同大会に関連して行われる事前キャンプや文化プログラム等を各地方津々浦々で開催することは、地方創生の一層の推進に資することから、地方がその実情に応じ、拠点となる公立スポーツ・文化施設の機能向上等を図るために必要な財源措置の創設

- ・ 新型交付金について、国費ベースで0.1兆円が計上されているが、地方創生を本格的に推進するためには、継続的な制度とともに、今後予算額の充実を図ること

また、充当可能経費に柔軟性があり、地方創生に継続的に取り組めるよう翌年度への繰越、基金への積立等が可能であるなど、地方目線に立った自由度の高い制度とすること

- ・ 関西広域連合が策定する関西版総合戦略に基づく交付金制度の創設
- ・ 地方消費税の充実等地方税の強化
- ・ 地域別の法人税率の設定など新たな制度の創設

(2) 地方の声を反映させる仕組みづくり

- ・ 地方の意見、提案を積極的に政策に取り入れるための仕組みの創設

5 経済の好循環実現のための賃上げに向けた価格転嫁対策の強化

企業収益の拡大が速やかに賃金上昇や雇用拡大につながり、消費の拡大や投資の増加を通じて更なる企業収益の拡大に結びつくという経済の好循環を実現するためには、地方の中小企業にも賃上げが波及することが不可欠である。

「経済の好循環実現に向けた政労使会議」において、政府、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会及び日本労働組合総連合会が、取引企業の仕入れ価格の上昇等を踏まえた価格転嫁についても一致協力して取り組むと合意され、賃上げを実施した企業の割合が上昇したところであるが、引き続き価格転嫁の取組を強力に進めること。

III 広域連合制度の充実

【担当省庁】内閣府、総務省

関西広域連合は、現行の地方自治法に基づく広域連合制度を活用し、広域行政を担う責任主体として府県・政令市では受けることのできない広域的な事務・権限の受け皿となることを目指している。

2府5県4政令市を構成団体とする関西広域連合において、地域の実情に応じ、迅速かつ柔軟な組織運用ができるよう、広域連合制度について、次のとおり提案する。

1 規約変更手続きの弾力化

広域連合が処理する広域行政課題の変化に的確かつ迅速に対応できるよう、規約変更に関する総務大臣許可の際に必要となる国の関係行政機関の長との協議を廃止するなど、規約変更手続きの弾力化を図ること。

2 国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大

広域連合が国に移譲を要請することができる事務については、広域連合に密接に関連する事務に限定されているが、そのような限定を撤廃し、幅広く移譲の要請ができるよう見直すこと。

3 広域連合への負担金に関する地方財政措置

広域連合が処理する広域事業に必要な経費として構成団体が拠出する年度ごとの負担金（分賦金）について、新たな行政需要に要する経費として地方財政措置を行うこと。

4 地域ブロックを対象とする国の政策に関する広域連合意見の反映

広域連合の区域と関連する地域ブロックを対象とする国の計画の策定や施策の企画、事業実施等に際し、その検討段階から広域連合の意見を的確に反映するよう、法令上の手続きを明確にするなど、新たな仕組みを構築すること。

IV 双眼構造の経済の構築

【担当省庁】内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省

東日本大震災の影響は、被災地及び被災地にある企業のみならず、サプライチェーンの切断により、わが国はもとより世界中の企業にも及び、単眼型、一極型の経済社会構造の脆弱性を顕在化させた。

日本の統治機構の歴史的経緯を踏まえ、こうした大規模災害に備えるとともに、東京一極集中がこれ以上加速するがないよう、政治、行政、経済各方面から、国土の双眼構造への転換が不可欠であり、国策として位置付け、最大限考慮することが重要である。

今後、国内における双眼型、多極型の経済、産業、社会の諸機能の配置を進めるとともに、グローバルレベルでの安定的な生産・供給体制の構築も図る必要があることから、次のとおり提案する。

1 双眼型、多極型の産業再配置と事業継続力の強化

東日本大震災により、リスク分散の必要性が広く認識され、柔軟で復元力に富んだ、災害等のダメージが連鎖しにくい産業構造が求められている。

わが国企業が生産活動や研究開発を国内で継続できるよう、東日本と西日本双方での製品開発拠点の整備（デュアルシステム）や生産活動のバックアップ機能整備などを進め、国内再配置の促進に向けた制度の創出、また、各地域での課題解決に向けた社会基盤整備の充実及び高度かつ専門的な人材育成・確保等が必要であるため、以下の措置を講じること。

- ・ 交通・物流機能や情報通信機能など、社会基盤インフラにおける多極的ネットワークの形成促進とわが国産業活動の継続性向上に向けた、国土政策・産業政策の展開
- ・ 企業の事業継続計画（BCP）の策定に向けた働きかけと支援
- ・ 企業、大学・研究機関等のデータベースセンターの分散化促進
- ・ 产学官が連携した人材育成・確保への支援

2 国内事業所の再編とグローバルなサプライチェーンの安定化

東日本大震災を契機に、企業は部品調達先の多極化を目指しているが、国内での災害リスクを懸念するあまり、生産拠点を海外に集中させることは、国内産業の空洞化のみならずかえってアジア経済圏全体の不安定化をもたらす。わが国のバランスの取れた産業配置による安定供給体制の構築が、アジア経済圏の安定にもつながることから、わが国の立地環境をさらに向上させ、国内での拠点整備や外国企業の誘致をさらに促進することが必要であるため、以下の措置を講じること。

- ・ サプライチェーン多元化に係る民間投資を促進するための税制措置及び助成措置の実施
- ・ 国内における立地環境の整備に対する重点的支援の実施
- ・ アジア拠点化戦略の推進など外資系企業に対する優遇・支援措置の一層の拡大

V 首都機能バックアップ構造の構築

【担当省庁】内閣官房、内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省

わが国の中核機能は首都圏に一極集中しており、ひとたび非常事態が生じた場合、機能麻痺に陥ることになる。一方、首都直下地震は、30年以内の発生確率が70パーセントとされている。このため、首都にいかなる事態が発生しても、首都中枢機能が継続できるよう、皇室の安心・安全や政治、外交、行政、経済等の機能について、平時から地方に機能・権限を分散することも含め、必要な措置を講じておくことが国家の危機管理として急務である。

平成25年12月に首都直下地震対策特別措置法が施行されたことを受け、平成26年3月には、切迫性の高いM7クラスの地震を想定した政府業務継続計画（首都直下地震対策）が策定されたところであるが、東京圏外の政府の代替拠点の在り方等については今後の検討課題とされており、これまで関西広域連合が提案してきた内容がまだ十分に反映されておらず、国土全体を視野に入れたバックアップ構造構築のために東京圏外の代替拠点についても、早急に検討を進めるべきである。

大阪をはじめとする関西は、首都圏と同時被災せず、京都御所があること、既に国の地方支分部局が集積していること、首都圏や国内外との交通輸送手段や情報通信機能が充実していること、外交を担う機関、日本銀行、企業本社や報道機関等の民間中枢機関、大学・研究機関の充実や知の集積が図られていること、阪神・淡路大震災での経験を通じた知見・ノウハウを有し、東日本大震災時にいち早くカウンターパート方式による被災地支援を行った実績をもつ関西広域連合をはじめ、官民あげての積極的な協力、応援体制が得られることなど、バックアップ機能を担ううえで最適な都市圏であることから、次のとおり提案する。

1 首都直下型地震発生時における日本の司令塔となる関西の構築

首都圏で非常事態が生じた場合に備え、首都中枢機能の関西への配置等、国として早急に代替対応や拠点機能整備に向けた具体的な検討を行うこと。

そのため、首都直下型地震発生時における日本の司令塔となる関西を構築するため、当面の措置として、首相官邸の災害対策本部機能を代替、支援、補助できるバックアップ拠点を、大阪をはじめとする関西に整備し、首都圏の復旧・復興や二次災害の抑制に向けた人的・物的支援体制の構築を図り、さらに国際競争力の低下を抑制する観点からも、通常業務の継続を図る仕組みを構築すること。

2 国全体の業務継続計画（BCP）策定とその推進

政府業務継続計画（首都直下地震対策）が策定されたが、M7クラスの被害を想定しており、東京圏外の代替拠点の在り方等は今後の検討課題とされている。首都圏にいかなる災害が発生しても政府機能が麻痺することがないよう、東京圏外の代替拠点についても早急に検討を進め、大規模災害への対応が可能となる「関西」の位置づけを明確にした国会、各府省を含めた国全体の事業継続計画を策定するとともに、放送、通信、交通・物流といった指定公共機関をはじめ、民間事業者の事業継続計画等との整合性を確保し、官民協働により適切かつ迅速に計画を推進すること。

なお、東京圏外でのバックアップにあたっては、これを想定した職員の移動手段、既存の庁舎、設備及び資機材の活用、宿泊施設等の確保に係る具体的なオペレーションを検討のうえ、必要な容量や代替性の確保に向けた輸送計画等を策定すること。

3 バックアップ構造の構築の法律等への明記

関西が首都中枢機能バックアップエリアとしての役割を担うことを、国土・防災・有事に関する法律や計画等に位置づけること。

4 皇室の安心・安全

日本の大切な皇室の安心・安全と永続を実現するために、皇族の方に京都にお住まいいただくこと。

5 民間企業等のバックアップ構造の構築等

首都中枢機能停止時のバックアップ先を具体的に計画している企業の約7割が関西を候補地にあげており、全国レベルの経済団体や民間企業等の本部・本社機能のバックアップの関西での確保と事業継続を支援すること。

さらに、民間企業の取り組んでいる権限移譲や機能分散を平時から推進し、企業活動について、東日本と西日本でそれぞれ独立しながら、補完しあえるデュアルシステムの構築を働きかけること。

6 首都機能バックアップの平時の備え

平時より、非常事態を想定した備えとして、国会審議や各省庁の業務を一定期間、関西で実施するなど、首都機能バックアップに必要な人材の育成・確保、訓練等の社会実験を計画的に行うこと。

実施にあたっては、行政ならびに指定公共機関や業界団体等の関係機関、ライフライン・インフラ事業者等も交えたものとし、国全体の事業継続計画の点検・見直しを行い、実効性を確保すること。

7 国での検討の更なる具体化

首都圏に大規模災害等が発生した場合、立法・行政中枢機能に加えて、東日本大震災発災時と同様に民間企業や各国大使館等が他地域にシフトすることが想定され、業務スペースや滞在スペースを大量に確保する必要があることから、政府業務継続計画（首都直下地震対策）において、東京圏外での代替拠点として、大阪など6都市等を念頭に検討されることとなっているが、代替拠点は都市ではなく、圏域で検討すべきである。

その際、関西は、京都御所があることや中枢的な機能が集積し、大規模な会議場をはじめ宿泊・居住機能のストックが厚いこと、関西広域連合や経済界など官民挙げての応援体制が得られることなど、様々な状況に柔軟に対応することが可能であることから、代替拠点として最適な都市圏であるため、「関西」を念頭に更なる具体化を行うこと。

8 國の双眼構造の構築

関西が有する首都中枢機能の代替性をより効果的に發揮するため、リニア中央新幹線の全線同時開業や北陸新幹線の大阪までの早期開業をはじめとする高速鉄道網の整備促進等による太平洋側及び日本海側の国土軸など多軸型国土の形成や、高速道路ミッシングリンクの解消等による物流ネットワークの複線化を進め、交通・物流機能や情報通信機能等社会基盤の充実、強化を図るとともに、危機管理の観点に加え、わが国の成長戦略の観点からも、関東と関西の双方に政治、行政、経済の核が存在する双眼構造への転換をめざした国土政策、産業政策を進めること。

〈参考〉 首都圏被災時に関西が果たしうる役割（例）

- ① 皇室の安心・安全の確保（京都御所、宮内庁京都事務所等）
- ② 災害対策司令塔機能（大阪合同庁舎4号館、国の方支分部局の集積等）
- ③ 金融中枢機能（日本銀行大阪支店、全銀システム大阪センター、大阪取引所（日本取引所グループ）等）
- ④ ビジネス中枢機能（企業本社の集積、バックアップオフィスとなるビルやホテル等）
- ⑤ 国内外への情報発信機能（NHK 大阪放送局、各新聞社大阪本社等）
- ⑥ 交通・物流中枢機能（関西国際空港、大阪国際空港、神戸空港、阪神港等）
- ⑦ 緊急対応や復旧・復興の支援拠点機能（人と防災未来センター等の防災関係機関）
- ⑧ 外交窓口機能（総領事館、外務省大阪分室等）
- ⑨ 研究機関や知の集積機能（関西文化学術研究都市、国立国会図書館関西館等）
- ⑩ 広域連携機能（関西広域連合等）

VI 国家戦略特区をはじめとする特区等を活用した 関西の活性化

【担当省庁】内閣官房

豊かな歴史・文化資源や個性的な都市群など、首都圏とは異なる強みをもつ関西は、とりわけライフサイエンス・新エネルギー分野において、企業はもとより、大学や研究機関、最先端科学技術基盤等が多く集積している。基礎から臨床研究、実用化へつなげる高いポテンシャルをもとに、産学連携による様々な研究プロジェクトも着実に進みつつある。

政府は、日本経済の再生に向け、経済社会の風景を変える大胆な規制・制度改革を実行していくための突破口として国家戦略特別区域（いわゆる「地方創生特区」を含む）を指定した。

「再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化」と「チャレンジングな人材の集まるビジネス環境を整えた国際都市の形成」を目標とし指定された関西圏は、実効性ある規制改革・特定事業の実施に向けた取組を進めている。

また関西広域連合域内では、関西イノベーション国際戦略総合特区、7つの地域活性化総合特区、4つの環境モデル都市が指定を受け、それぞれの計画事業を着実に進めているところである。

関西広域連合としては、特区制度や規制改革の拡充・推進が、我が国全体の経済成長と新たな社会システムの構築につながるものと考えており、関西においてこれらの特区制度が効果的に機能するよう、次のとおり提案する。

1 国家戦略特区制度の拡充

国家戦略特区が真に規制改革の突破口となり、我が国産業の国際競争力を向上させる制度となるよう、以下の措置を講じること。

- ・ 国家戦略特別区域基本方針（以下「基本方針」という。）第六に定める追加提案募集の年2回以上の実施、その際の、「環境」、「新エネルギー」分野や「近未来技術の実証」、「人口減少社会への対応」など、幅広い政策テーマに関する提案の積極的評価、さらに、地域の成長・発展につながる「地方創生特区」の速やかな指定や「革新的事業連携型指定」の対象分野の拡大
- ・ 国家戦略特別区域計画に基づいて実施されるプロジェクトに対する財政支援などの強力な措置、また、当該プロジェクトの実現に資する構成府県市及びそれらを踏まえた関西広域連合からの提案事業の「革新的事業連携型」など連携プロジェクトとしての認定と、特区エリアの内外を問わない必要な支援

- ・ 基本方針第五の定めに従い、構成府県市からの提案及びそれを踏まえた関西広域連合の提案事項について、洗い出し等による点検を進め、必要な規制・制度改革の実現に向けた積極的な取組、また、区域会議において提起された課題に関する必要な規制・制度改革の確実な実現
- ・ アジア諸国の経済特区に対する競争力を高めるため、国家戦略特別区域法の附帯決議において検討することとされた、地方税減免に際しての国税の調整措置など、大胆な税制措置の早期実現、また、平成28年3月31日までとなっている租税特別措置の延長

2 國際戦略総合特区制度の充実

自治体・経済界を含むオール関西で取り組む「関西イノベーション国際戦略総合特区」について、以下の措置を講じること。

また、総合特別区域法附則第2条に基づく「必要な措置」の検討に当たっては、これまでの関西の取組成果が十分に生かされるよう、必要な支援措置の継続など、特段の配慮をお願いしたい。

- ・ 海外との競争に対応し、真にわが国産業の国際競争力を向上させる制度となるよう、地方からの提案実現のため、国と地方の協議会を積極的に活用した、規制・制度の特例措置や税制、財政、金融上の措置についての更なる充実、また、平成28年3月31日までとなっている租税特別措置の延長
- ・ 規制の特例措置の速やかな実現に向けた、規制改革会議等の第三者機関による方針検討や決定と、国と地方の協議で合意を得た事項についての法・政省令改正等必要な措置の速やかな実施、また、規制の特例措置が実現しない場合における公開の場での各府省による説明責任の履行
- ・ アジア諸国の経済特区に対する競争力を高めるための大胆な税制措置の導入と、地方税軽減相当額を益金不算入とする特例措置及び所得控除を受ける対象となる指定要件等の抜本的な緩和
- ・ 国際競争力向上のためのイノベーションプラットフォームの構築（実用化・市場づくりを目指したイノベーションを創出する仕組み）への支援と、認定されたリーディングプロジェクト等、重要事業に対する国費補助率の当分の間の引き上げ
- ・ 新たな研究開発など特区での取組の実現に資する事業を実施するエリアの追加・拡大についての弾力的な対応と、広く面的に支援措置が受けられる区域設定の検討
- ・ 活用が進んでいない総合特区推進調整費について、内閣府の裁量により予算配分や使途を決定できるような制度への変更、特に、府省の既存事業の補完にしか充当できない現状の運用を改め、地域からの新規の取組にも充当できるような制度への変更、将来的には地方公共団体への一括配分化

3 地域活性化総合特区制度及び環境未来都市制度の充実

地域資源を最大限活用した地域活性化の取組により地域力を向上するとともに、持続可能な経済社会システムを実現する都市・地域づくりが推進されるよう、以下の措置を講じること。

- ・ 地域活性化総合特区に係る地方からの申請に対する積極的な認定
- ・ 地域指定後に設けられる国と地方の協議会における、規制・制度の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等に関する地方からの提案の実現
- ・ 地域活性化総合特区における国際戦略総合特区と同等の法人税の軽減措置の導入
- ・ 活用が進んでいない総合特区推進調整費について、内閣府の裁量により予算配分や使途を決定できるような制度への変更、特に、府省の既存事業の補完にしか充当できない現状の運用を改め、地域からの新規の取組にも充当できるような制度への変更、将来的には地方公共団体への一括配分化
- ・ 環境未来都市及び環境モデル都市の充実及び、その他の財政支援、規制・制度改革等の枠組みの構築

VII 社会基盤の構築

【担当省庁】内閣府、経済産業省、国土交通省

国土の双眼型、多極型構造の構築により、関西が日本の成長を牽引するため、また、首都機能をバックアップする担い手として、海外交易や国内広域連携の窓口となる空港、港湾など社会基盤の果たす役割は大きく、空港や国際コンテナ戦略港湾など関西が有するポテンシャルを最大限発揮することが必要である。

また、同時に空港・港湾とそれらを連絡する高速道路や主要都市間等を連絡する高規格幹線道路等のミッシングリンクの解消と、それによる太平洋側及び日本海側の国土軸の形成や充実、利用しやすい高速道路料金の実現、さらに、高速鉄道網の整備促進によるリダンダントの確保、および社会資本の老朽化対策等が不可欠であることから、以下の措置を講じること。

1 空港の機能強化

- ・ 関西国際空港・大阪国際空港の経営統合を通じ、関西国際空港の国際拠点空港としての機能の再生・強化、両空港の適切かつ有効な活用を通じた関西における航空輸送需要拡大を図るための支援
- ・ 大阪都心部と関西国際空港とを結ぶ鉄道アクセスの改善
- ・ 神戸空港と連携した関西国際空港への海上アクセスの利便性向上
- ・ 首都機能麻痺時など非常時に備え、首都圏空港の機能を代替、継続するための空港機能継続計画（BCP）の策定

2 港湾機能の充実強化

- ・ 阪神港が国際基幹航路を受け持つ西日本のハブ港として役割を果たすとともに、首都機能麻痺時等には京浜港をバックアップすることができるよう、国際戦略総合特区の推進などによるその機能強化と規制の特例措置や税制上の支援措置等の実現
- ・ 日本海側に、太平洋側とも連携した多様な経済圏を構築するため、京都舞鶴港を有する若狭湾など複数の圏域での経済成長戦略の実現
- ・ 日本海周辺の対岸諸国が著しい経済発展を遂げる中、日本海側ゲートウェイとして物流・人流を一層活性化させるとともに、太平洋側港湾との機能分担や相互補完による災害時におけるリダンダントを確保するため、日本海側拠点港に選定された京都舞鶴港及び境港の機能を強化
- ・ より広域的な視点から、関西の主要港湾における最適な物流基盤の運営体制や港湾機能の相互連携などによる、国際競争力強化に不可欠な物流基盤の機能を強化

3 高規格幹線道路等のミッシングリンクの解消等

- ・ 東西二極を結ぶ複数ルートを確保するため、新名神高速道路の全線の早期完成
- ・ 空港・港湾と後背圏を連絡する大阪湾岸道路西伸部、名神湾岸連絡線、淀川左岸線延伸部、播磨臨海地域道路などの未整備路線の早期整備及び事業スキームの構築等
- ・ 日本海国土軸を形成するため北近畿豊岡自動車道の事業促進、山陰近畿自動車道の事業推進及び山陰自動車道の早期完成
- ・ 多極型の国土を構築するため、近畿自動車道紀勢線や四国横断自動車道、中国横断自動車道姫路鳥取線並びに阿南安芸自動車道等、主要都市間等を連絡する高規格幹線道路等の早期整備
- ・ 関西都市圏の拡大に資するため、関西大環状道路を構成する京奈和自動車道の早期整備
- ・ 定時性、安全性を確保し、高速道路ネットワーク本来の効果を発揮するため、中国横断自動車道等の暫定2車線区間における4車線化の実現

4 利用しやすい高速道路料金の実現

- ・ 本州四国連絡高速道路のさらなる利用増進のため、各種割引制度について、NEXCOと同一とすること。
なお、料金割引の見直しに当たり、今後の高速道路整備や維持更新に支障を及ぼさないように必要な財源を確保すること。
- ・ 京阪神都市圏の高速道路等における平成29年度当初の料金体系一元化に向け、地方の意見を十分に踏まえながら着実な検討等を行うこと。

5 北陸新幹線の整備促進

(1) 北陸新幹線の一日も早い大阪までのフル規格での整備を行うこと。現在着工中の金沢（白山車両総合基地）・敦賀間について、平成34年度末の完成・開業の確実な実現に向けた整備促進を図ること。

また、敦賀以西については、新幹線鉄道建設に関する整備計画を見直し、米原ルートによる敦賀・大阪の整備方針の明確化を行うとともに、以下の措置を講ずること。

① 北陸新幹線敦賀以西の整備に係る詳細な全体事業費の提示等

北陸新幹線の敦賀以西の整備に係る詳細な全体事業費を提示すること。

また、地方の費用負担については、地域の受益の程度などを勘案し、関西広域連合として、関西全体で解決を図ることとしていることから、費用負担のあり方について、国としても検討すること。

② 並行在来線が経営分離されないための必要な措置の実施

北陸新幹線の敦賀以西の整備に伴い発生する並行在来線については、京阪神と一体となった交通ネットワークを形成する幹線交通として重要な役割を果たしていることから、当該並行在来線の経営がJR西日本から分離されることは受け入

れられず、分離されることのないよう国において必要な措置を講じること。

③ 東海道新幹線への乗り入れ等技術的課題の解決

北陸新幹線の敦賀以西の整備に伴い発生する東海道新幹線への乗り入れ等技術的課題について、積極的な対応を図ること。

- (2) 国において当面の対策として検討されている敦賀以西のフリーゲージトレインについて、敦賀開業までに間に合うよう、安全性や定時性など今後解決すべき課題に対応し、実用化に向けた技術開発を確実に行うこと。

6 リニア中央新幹線の全線同時開業

リニア中央新幹線は、三大都市圏間を1時間で結ぶことにより、我が国の経済の活性化や国際競争力の向上に大きく資するものであり、さらに、東海道新幹線の代替機能を果たし、災害に強い国土づくりを進める国土強靭化の観点からも極めて重要な社会基盤である。本年8月に閣議決定された国土形成計画（全国計画）においても「国土構造にも大きな変革をもたらす国家的見地に立ったプロジェクト」であり、「リニア中央新幹線の開業により東京・大阪間は約1時間で結ばれ、時間的にはいわば都市内移動に近いものとなる」と明記されている。

リニア中央新幹線については、平成23年5月に全国新幹線鉄道整備法に基づく整備計画が決定され、東海旅客鉄道株式会社に対して建設指示が出された。その後、平成26年8月26日には、東海旅客鉄道株式会社は国土交通大臣に対し、東京都・名古屋市間について、最終的な環境影響評価書を提出、工事実施計画の認可申請を行い、国はそれを10月17日に認可した。

東海旅客鉄道株式会社は、東京・名古屋間を2027（平成39）年、東京・大阪間をその18年後の2045（平成57）年、の二段階で開業する方針を示している。

しかしながら、平成23年5月の交通政策審議会陸上交通分科会鉄道部会中央新幹線小委員会の答申において、リニア中央新幹線の整備は、「東京・大阪間を直結することで初めてその機能を十分に發揮し、効果を得ることができる事業」であると指摘されていることから、その整備効果を最大限発揮させるためには、大阪までの全線同時開業が不可欠である。については、以下の措置を講ずるとともに、関西広域連合と十分協議すること。

- ・ 国家プロジェクトとして、大阪までの乗り入れを推進すること。
- ・ 東京・大阪間の全線同時開業を実現するための具体策を早急に検討すること。

7 高速鉄道網の整備に向けた調査の確実な実施

災害時におけるリダンダンシーの確保や日本海国土軸・太平洋新国土軸をはじめとする国土軸の形成、在来幹線鉄道の高速化及び東京一極集中を是正する地方創生の観点から、全国新幹線鉄道整備法に基づく基本計画に位置づけられた山陰新幹線及び四国新幹線等の整備計画格上げなど、高速鉄道網の整備に向けた調査を確実に行うこと。

8 社会資本の老朽化対策の推進

高度経済成長期（1960年代）に整備された大量の社会資本は、今後、老朽化施設の割合が増加することから、平常時はもとより災害時にも施設の機能が確実に発揮できるよう老朽化対策の推進に必要な支援を行うこと。

(1) 社会基盤施設に関する支援の充実

- ・ 今後、急増する老朽化施設への対策に対応できるよう、国庫補助事業費を確保すること。
- ・ 現在、地方単独費で実施している施設の定期点検や修繕・更新計画策定、小規模な修繕・更新等への補助事業の適用に加え、施設の定期点検や修繕・更新計画策定について起債の対象とするなど、制度の充実を図ること。

(2) 公共施設に関する支援の充実

- ・ スポーツ・文化施設等をはじめとした公立施設の老朽化が課題となっているため、長寿命化に資するための調査・点検及び施設改修に対する財政支援を行うこと。
- ・ 平成26年度から、各団体が策定する公共施設等総合管理計画に基づく施設の撤去についても起債の対象とされたが、老朽化対策を促進するため、当該起債の元利償還金や施設の調査・点検経費に対する交付税措置等、財政措置の充実を図ること。
- ・ 新たに創設・拡充された公共施設最適化事業債及び地域活性化事業債（転用事業分）において、庁舎等の公用施設を対象に加えるなど、制度の充実を図ること。

VIII 南海トラフ巨大地震や大規模風水害等大規模災害への対応

【担当省庁】内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、消防庁、林野庁、水産庁、気象庁

南海トラフにおける巨大地震が発生すれば、広範囲かつ大規模な被害が発生する可能性があることから、平成25年12月に施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の目的・基本理念に則り、大規模災害による被害を最小限にとどめるための国と関係地方公共団体が一体となった対応について、次のとおり提案する。

1 南海トラフ巨大地震対策の総合的推進

南海トラフにおいて発生が予想されている巨大地震について、現在、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき一定の対策が講じられているが、引き続き対策の拡充を図り、対応を進める必要があることから、以下の措置を講じること。

- ・ 具体的な予防計画及び事前の復旧・復興計画の早急な提示
- ・ 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」について、他の物資同様、プッシュ型支援の品目に燃料の追加
- ・ 同計画についての関係府県が独自に実施している被害想定等を踏まえた継続的な見直し
- ・ 地震防災対策事業に対する財政支援の充実及び確実な財源確保
- ・ 地震発生時に津波から逃げ切れない地域への配慮
- ・ 在日公館、旅行社等と連携した訪日外国人旅行者の安全を確保するための環境整備及び情報端末等を活用した情報提供体制の確立
- ・ 紀伊半島から四国沖における観測機器の整備など観測体制の充実・強化及び地震・津波の発生・被害予測の精度向上
- ・ 観測内容の住民への伝達体制の強化
- ・ 政府現地対策本部を設置する体制の確保及び具体的な活動内容の明示
- ・ 津波からの避難が困難な地域における高台への集団移転や、大規模な火災の発生が懸念される密集市街地の解消など、減災のまちづくりの推進

2 地震・津波・風水害等大規模災害に備えたインフラ等整備

南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模地震・津波被害や頻発する局地的な集中豪雨による大規模災害等から、住民の安全と安心を確保するためには、インフラ等の果たす役割は非常に大きいことから、以下の措置を講じること。

(1) 防災・減災対策に資するインフラ等整備予算の総枠確保

- ・ 地震・津波や風水害など多様化する大規模災害リスクに対応するため、住民の生命・財産を守るためのインフラ等整備予算の総枠確保

(2) 広域ネットワーク形成によるリダンダンシー確保

- ・ 国土のリダンダンシーの確保を図るためミッシングリンクである新名神高速道路の全線の早期完成
- ・ 南海トラフ巨大地震に備え、紀伊半島や四国の太平洋沿岸等の高規格幹線道路等のミッシングリンク解消や既に供用されている高速道路の4車線化
- ・ 災害支援物資の輸送拠点である阪神港と関西内陸部の防災拠点との連結強化を図るための高規格幹線道路等のミッシングリンク解消
- ・ 太平洋側の大規模災害時に、京都舞鶴港や境港を関西圏の輸送拠点として機能させるため、京都府から兵庫県を経て鳥取県に至る日本海沿岸の高規格幹線道路等のミッシングリンク解消
- ・ リニア中央新幹線東京～大阪間の全線同時開業等の東海道新幹線の代替ルートの早期整備

(3) 津波対策の推進

① 避難施設の整備促進

- ・ 最新の知見に基づいた避難施設（既存の施設についての維持や改良も含む）の整備推進

② 地震の揺れや液状化、津波の越流、引波に耐えられる防潮堤等の整備促進

- ・ 地震の揺れや液状化、津波の越流、引波に耐えられる防潮堤・防波堤、河川堤防・護岸等の施設整備を短期集中的に推進できるよう、新規制度の創設を含めた、別途の予算枠の確保。また、地方においてもスピード感をもって対策に取り組めるよう緊急防災・減災事業の適債要件の緩和や恒久化等の地方財政支援の充実

③ 津波被害に強いまちづくりの推進

- ・ 津波による被害の危険性の高い地域における住宅等の立地の抑制、内陸部への津波及び漂流物の侵入を軽減する仕組みの構築、沿岸部の多量の危険物を扱う施設における安全対策の推進等を実施するに際しての具体的な被害軽減対策の提示と必要な財政的措置の実施
- ・ 津波からの避難が困難な地域について、災害対策拠点となる庁舎をはじめとする

公用施設、公共施設、オフィス、住宅等の津波対策として、高台移転等を促進するための技術的な助言と必要な財政的措置など、強力な支援措置の実施

- ・ 津波発生時に浸水の可能性のある地下街や地下鉄における浸水対策・避難対策支援制度のさらなる充実

(4) 建築物等の耐震化の推進

- ・ 総合的な地震防災対策を強力に推進するため、公共施設の耐震化支援措置の充実
- ・ 改正耐震改修促進法に係る「耐震診断報告期限」及び、「耐震診断結果の公表」の規定の柔軟な対応、「耐震対策緊急促進事業の実施期間の一定期間延長」（特に耐震診断を対象とする事業を平成28年度以降も実施すること）、並びに「耐震改修に係る支援制度の拡充」
- ・ 平成22年度補正予算で創設された国全額負担による民間住宅の耐震改修にかかる30万円/戸の定額補助制度の継続的な実施
- ・ 宅地耐震化推進事業の円滑な実施に向けて、費用負担を求める宅地所有者等の範囲や費用負担の在り方も含めた「住民等合意形成ガイドライン」の早期提示
- ・ 大規模盛土造成地の滑動崩落防止事業に係る宅地所有者等の費用負担の更なる軽減措置及び税制上の優遇措置の創設

(5) 石油コンビナートにおける民間事業者の防災投資の取組に対する技術的・財政的支援の充実・強化

コンビナート地区には、燃料やエネルギー供給施設が集積しており、災害により機能不全に陥ると、我が国の産業への影響は甚大なものとなる。コンビナート地区における防災・減災対策について、一事業所、一地区だけの取組に任せることではなく、国として事業者に対する技術的・財政的支援の充実・強化を行うこと。

また、こうした支援については、石油精製に限定することなく全ての業種を対象とすること。

(6) 災害に強い総合的な治水対策の推進

頻発する大規模な風水害に備え、河川改修や下水道整備による防災対策、雨水貯留浸透施設整備等の流域対策及び浸水想定やハザードマップ整備等による減災対策を組み合わせた総合的な治水対策に係る必要な財政的措置や税制優遇等の実施及び調査研究の推進を図ること。

(7) 土砂災害対策の推進

平成26年8月豪雨等の被災地域における土砂災害対策を着実に進めるとともに、緊急性の高い箇所について、災害に強い森づくりや治山・砂防事業による土砂災害対策を引き続き計画的に推進するため、治山・砂防関係事業の予算を確保すること。また、土砂災害特別警戒区域の指定を推進するため、指定案の事前縦覧とその期間に限った意見書の受理など、都市計画決定手続に準じた形での効率的な指定手続の具体化を図ること。

(8) 農業用ため池の防災・減災への取組の推進

頻発する大規模な風水害や巨大地震に備えるため、農業用ため池の改修等の防災対策を進めてきたところであるが、被害を最小限にするための「減災」の考えを取り入れたソフト対策が必要である。このため、防災対策に加え、耐震診断やハザードマップの作成などにかかる施策の推進に必要な一層の財政的支援の充実強化を図ること。

(9) 緊急防災・減災事業の充実

平成 26 年 8 月豪雨災害により全国的に発生した土砂崩れ等の自然災害に対応するための治山・砂防・河川等の整備事業、大規模地震・津波災害に対応するための地震の揺れや液状化、津波の越流、引波に耐えられる防潮堤・防波堤、河川堤防・護岸等の施設整備、道路封鎖のおそれのある危険建築物の除去事業や耐震化に資する公共施設の建替え事業等についても、弾力的に実施できるよう「緊急防災・減災事業」の対象事業の範囲の拡大及び適債要件の緩和や制度の恒久化等を図ること。

(10) 高速道路サービスエリアを活用した防災拠点の整備

南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模災害の発生に備え、高速道路 SA・PA を被災地支援の活動拠点に位置づけ、ヘリポートや燃料供給施設、備蓄倉庫の整備等、防災機能の整備を図ること。

また、高速道路について津波発生時の一時避難場所として有効活用を図ること。あわせて、高速道路を有効に活用するため、避難階段の設置や津波発生時避難者の安全性の確保など、沿岸部の避難支援を行うこと。

(11) ドクターヘリ等の給油地の確保

被災地において円滑な救護・救援活動が実施できるよう、S C U 等活動拠点におけるドクターヘリ等の給油施設整備にかかる国庫補助制度の創設など、災害時における給油体制を確立すること。

(12) 水道施設の耐震化及び水道事業の広域化の推進

水道事業者は、水需要の減少による厳しい経営環境の中、経営改善により耐震化事業の財源を確保しており、国においても耐震化の推進に対する支援の充実・強化に努めること。

また、地方の生活をより安全で魅力的なものとするとともに、事業の運営基盤の強化を図るため、重要な社会インフラである水道事業の広域化は不可欠であることから、水道事業の広域化に対する財政支援を充実し、これを推進すること。

3 地震・津波による被害の防止、軽減

(1) 調査研究の推進

津波の発生機構の解明、規模等の予測精度の向上、津波による被害を詳細に予測する手法の開発等に関する調査研究の強力な推進

① 科学的調査の速やかな実施等

地震・津波対策を検討するための前提となるプレート境界、海底活断層位置など科学的調査の速やかな実施、これまで発生した地震・津波の浸水域で行われている津波堆積物調査の充実強化、及びその結果の情報提供

② 日本海における震源断層モデルの早期提示等

「日本海における大規模地震に関する調査検討会」報告書が平成26年9月に発表されたが、国の地震の長期予測等は、日本海で発生する地震・津波に関する研究が乏しいことから、国において平成25年度から実施している日本海側におけるプレート境界、海底活断層位置等の科学的調査についての速やかな実施、及び新たな知見を踏まえた震源断層モデルの早期提示

(2) 観測体制の強化

- ・ 地震・津波による被害の発生を防止し、又は軽減するための観測体制の強化及び精度の向上
- ・ 特に近い将来での発生が予想される南海トラフ地震対策となる「地震・津波観測監視システム（DONET）」や、海上ブイを使った海底津波計（DART）による津波観測網の構築。さらに、そこから得られるデータを地球シミュレータや、将来的には、スーパーコンピュータにより分析することによる、地震・津波の発生、被害予測の精度の向上、及び気象庁としての情報発信

(3) 連携協力体制の整備

地震・津波対策を効果的に推進するため、自治体、大学等の研究機関、民間事業者等との緊密な連携協力体制の整備を図ること。

(4) 教育及び訓練の実施

被害予測の調査研究の成果等を踏まえて、地震・津波が発生した際に住民が迅速かつ適切な行動をとることができるよう、学校教育等の機会を通じた防災上必要な教育、訓練、防災思想の普及を図ること。

4 大規模風水害に備えた情報の提供等

(1) 高精度な降雨量予測情報の提供

気象庁が公表する降水短時間予報は、メッシュ毎に色表示されているので具体的な数値が示されておらず、避難指示等の判断材料とするには情報が不足しているため、高精度な降雨量の予測情報を容易に活用できるよう加工して地方公共団体に提供す

るとともに、XバンドMPレーダーネットワークの未整備エリアにおいては早期に整備を図ること。また、土砂災害警戒情報が市町村へ確実に伝達されるよう、提供方法の改善を進めること。

夜間・早朝に避難することを避けるため、明るいうちに避難準備情報の提供や避難勧告の発令の判断が出来るよう、12～24時間先の精度が高い降水予測情報（メッシュ情報）を提供すること。

さらには、記録的短時間大雨情報が発表されるような局地的な豪雨に係る予測精度向上のための技術革新を行うこと。

また、暴風や潮位情報についても詳細な予測データを降雨量予測と同様に提供すること。

(2) 雨量、地形、土地利用等から流域河川の増水量をシミュレーションする分析ツールの確立

降雨量が予測できても、河川毎に流域の土地利用や支川の状況、ダム等の有無により、その増水量を予測することは困難であるため、増水量を予想分析する研究を進めること。

5 被災者生活再建支援法の見直し

現行制度は、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、同じ災害で被災しても被災者生活再建支援法が適用されない地域が存在するなど、不均衡が生じている。このため、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すとともに、支給額の引き上げ及び被害認定等において柔軟な運用を行うこと。

また、支給対象を全壊、大規模半壊に限定せず、床上浸水などの日常生活に大きな支障が生じている世帯も対象とすること。

さらに、被災者生活再建支援法の支援を受ける被災世帯について、建物に影響がなくとも地すべり等により宅地に危険が生じており、実質的に居住困難となっている世帯も対象となるよう、宅地被害を明確に位置づけること。

6 「住宅再建共済制度」の全国制度としての創設

住宅所有者等が災害時に備え、平時から住宅再建資金を寄せ合う相互扶助の仕組みとして、兵庫県が平成17年9月から実施している「住宅再建共済制度」を全国制度として創設すること。

7 大規模災害発生時の外国人医師の受入

南海トラフ巨大地震等の多発的・広域的な大規模災害発生時においては、国内の医療支援にも限界があることから、日本の医師免許を有しない外国人医師が、被災地における

る救命医療に従事することが可能となる特例的な措置の制度化を検討すること。

なお、被災地における医療救護活動では、医療に精通した通訳が必要不可欠であるが、医療通訳の公的な資格がなく、統一された育成システムが無いことから、医療通訳の資格制度や全国規模での医療通訳人材バンクの創設など、外国人医師と合わせて医療通訳が確保できる体制を検討すること。

8 災害復旧対策の迅速化に向けた災害査定の簡素化

平成 26 年 8 月豪雨災害など、各地で局地的大雨等による甚大な被害が頻発していることを踏まえ、災害復旧対策が速やかに行われるよう、現地での確認・説明が特に必要な場合を除き、実地調査を伴わない簡易な書類による査定を行うなど災害査定の簡素化を実施すること。

Ⅸ 原子力発電所の安全確保

【担当省庁】内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省、資源エネルギー庁、原子力規制委員会、原子力規制庁

現在、新規制基準適合性に係る審査が順次行われているが、原子力発電所の稼働の可否については、新規制基準を厳格に適用し、社会的、経済的要因を考慮することなく、速やかに純粋に科学的知見に基づく審査を行うとともに、周辺部を含め関係地方公共団体に対し審査の内容等について十分説明を行い、理解を得る必要がある。また、もんじゅで機器の点検漏れが再三指摘されている状況に鑑み、試験研究用の原子炉施設や核燃料施設など、全ての原子力施設の安全性の確保について、新規制基準に対して万全の対応を取る必要がある。

一方、安全審査とともに原子力対策の両輪である原子力災害対策においては、原子力災害対策指針の改定がされるなど国における体制整備が進んでいるところであるが、UPZ外の防護措置等、その実効性の確保には、なお課題が残る。

また、東日本大震災に伴って発生した東京電力福島第一原子力発電所事故については、被災地域の復旧・復興に全力を尽くすとともに、国会事故調、政府事故調等で明らかになつた様々な課題に責任ある対応をし、さらなる徹底した事故原因の究明をふまえて今後の防災対策に生かしていく必要がある。

こうしたことを踏まえ、次のとおり提案する。

1 原子力施設周辺地域の防災対策の充実

(1) 監視体制の強化と情報提供の徹底

国および原子力事業者の責任において、住民が適切な判断に基づき行動できるよう、原子力発電所の状態や放射性物質の拡散に関する信頼性の高い情報、避難指示に関する情報等を迅速に公表・伝達し、避難や屋内退避等に有効に活用することができる具体的な仕組みを発電所ごとに構築すること。また、関係隣接府県だけでなく UPZ の外側にある地域に対しても、国や事業者の責任において、放射性物質の拡散予測を含めたデータの提供を行うこと。

一方、実効性のある緊急時モニタリング体制を構築するため、国が原子力事業者と関係近隣府県等の調整を図るほか、機動的なモニタリングを実施するため、国の責任において航空機モニタリングを実施するとともに、固定型モニタリングポストの追加設置、モニタリングカーや可搬型モニタリングポスト等の整備や情報共有化システム整備に必要な財政支援を行うこと。

さらに、重点区域外においても、速やかに空間放射線量率を測定するための十分な体制を、国において早急に整備すること。

また、福島第一原発事故では、放射線モニタリングポスト、テレメータシステムによる監視・情報発信が十分に機能しなかったため、国においてその検証を行い、モニタリングポスト及びテレメータシステムの無停電化に必要な電源容量やバックアップ時間などの基準を明確化する等機能強化を図り、国の責任において常時監視システム体制を構築すること。

(2) 原子力災害対策に関する制度の見直し

実用発電用原子炉以外の原子力施設に係る事前対策のあり方など改正後の原子力災害対策指針において課題となっている事項について検討を行うとともに、実測値に重点をおいた防護措置やUPZ外の地域における防護措置のあり方等、同指針の改正内容について、国民や関係自治体の理解を得ること。その際、SPEEDIやERSS等の取扱い等について根拠を持った説明を行うこと。

原子力災害に関する備蓄資機材等は、初期対応を的確に行うため、基本的に国が責任をもって必要量を確保するとともに、モニタリングポストなど放射線監視のための体制整備や防護服等の配備、安定ヨウ素剤の配備・服用、医療提供体制等避難体制整備および近畿圏において代替のない水道水源である琵琶湖の汚染に備えた対策に要する経費について、地域の実情を踏まえた自主的な取組を含め国において財政措置を行うこと。

さらに、専門職員を配置するための人員費について、国において財政措置を行うこと。

(3) 広域的な原子力防災訓練の実施

万一、原子力災害が発生した場合、府県を超えた影響が予想されることから、国が先頭に立ち、事業者、関係自治体等の関係機関や住民と連携して、UPZ圏全体を含めた広域的かつ実践的な原子力防災訓練を実施すること。

(4) 広域避難に対する支援

各発電所における原子力災害の緊急事態については、周辺住民が安全かつ迅速に府県域を越える避難ができるよう、広域避難に係る基本的な考え方、手順等について、国が責任をもって早急に取りまとめ、関係地方公共団体及び住民と共有すること。

また、事業者の原子力防災に対する役割を明確にするとともに、事業者に対し関係地方自治体に積極的に協力するよう指導すること。

避難手段の確保については、バス、鉄道等関係事業者による協力を含めて国の責任で行うとともに、事業者が安心して活動できる環境整備として、運転士等の従業

員の安全確保の方策や万一従業員が被ばくした場合の補償基準を早期に策定すること。

避難経路については、高速道路とすることが想定されることから、道路管理者に対する避難時の無料化等の協力要請及び対応の取りまとめを行うとともに、交通規制や避難誘導に係る警察への協力要請を行うこと。

避難退域時検査及び除染については、避難途上で複数府県からの多数の避難者を対象に円滑に行う必要があることから、緊急時モニタリング同様、緊急時には国が主導して実施すること。また、国と地方公共団体の役割分担を明確にし、実施場所の確保や実施手順についても早急に考え方を示すこと。特に、UPZ外で確保したバスを活用して避難する場合においても、住民が安心できる実施手順を示すこと。避難退域時検査及び除染に必要な資機材と人員については、地方公共団体任せにせず、国として全国的な体制整備を行うこと。

また、避難行動要支援者、特に入院患者、施設入所者については、受入先の確保、移動手段の確保、避難誘導のあり方等に関する対応方針を早急に示すとともに、国が責任を持って避難手段と避難先を確保すること。

さらに、広域避難者を受け入れる自治体においては、多数の住民を収容するための避難所等の確保が必要となるため、国が所有する土地及び施設等に関する情報の提供及びその施設等の使用について、早急にルール化を行うなど積極的に対応すること。

また、施設管理者に対する逸失利益補償及び損害賠償を含め、広域避難者の受入れによる費用の負担について、国と事業者の負担を明確にするとともに、法令による制度を整備すること。

2 原子力発電所の安全確保

(1) 新規制基準の厳格適用および原発の40年超延長運転に係る厳格な審査等

原子力発電所に新規制基準を厳格に適用した上で安全性を客観的に確認すること。特に、40年を超えて運転しようとする原子力発電所の運転期間延長認可申請については、慎重かつ厳格な審査を実施すること。国は、新規制基準の適用に当たり、関係自治体・住民に原子力発電所の運転の安全性確保について十分な説明を行い、理解を得ること。原子力発電所の再稼働の判断に当たっては、再稼働に係る手続きや理解と協力を得る自治体の範囲及び判断基準、国及び自治体の再稼働に係る権限等を法定化するとともに、地域の安全を最優先とし、立地県のみならず周辺地域の意見や防災体制の整備状況も踏まえ、国が責任をもって判断すること。併せて、PWR(加圧水型原子炉)のフィルター付ベント設備や特定重大事故等対処施設の整備等、整

備が猶予されている施設について、今後の整備の見込み等を国民に分かりやすく説明するとともに、早急に整備を行うよう事業者を指導すること。また、プラントの安全性の向上のみならず、防災体制の確立なども含めた多重防護を重視した安全体制を確立すること。

また、試験研究用の原子炉施設や核燃料施設など、全ての原子力施設の安全性の確保について、新規制基準に照らして十分な安全確保対策を実施させること。

(2) 地震や津波等の想定の見直しによる安全性の確保

原子力発電所の地震・津波に対する安全性向上に万全を期すため、新規制基準に基づき、想定される最大クラスの地震・津波に対する対策を着実に推進すること。

また、原子力発電所が立地する若狭湾周辺の過去の大地震・大津波の発生状況や日本海側のプレート境界、海底活断層位置などの科学的調査の結果を早急に取りまとめ、その結果を公開するとともに、安全対策に反映すること。

(3) 原子力発電所敷地内における活断層調査について

原子力発電所敷地内の活断層及び発電所の安全に影響を及ぼす周辺活断層の評価は、発電所の立地そのものに影響を与える重大な事項であるため、活断層の存在について疑義が生じた場合は、原子力規制委員会において科学的知見に基づき厳正に調査を行い、明確な見解を早期に示すこと。

(4) 放射性物質の拡散抑制対策

福島第一原子力発電所において、地下水が流れ込み、放射能汚染水として海や土壤に流出している事象に鑑み、原子力発電所敷地外への放射性物質の拡散を抑制するため、汚染水対策に万全を期すること。また、他の原子力事業者に対しても、事故時の地下水への対応、放射能汚染水の回収、処理、貯蔵及び流出防止策等を確保させるとともに、法的にも担保するよう措置すること。

(5) 安全協定の締結等の安全確保に関する仕組みの構築

安全協定については、その内容が自治体・事業者によって異なっているため、事業者の自主的な取組に任せることなく、法で位置づけ、内容、対象自治体の範囲等を明確化すること。なお、法定化が行われるまでは、未締結の自治体と早期に協定を締結するよう事業者を指導すること。

また、原子力安全対策に対する幅広い意見の集約とその反映を図るために、住民、関係団体、有識者など多様な主体の意見を反映する制度を法定化すること。

3 福島原発事故に対する適切な対応

福島第一原発事故により避難している被災者等に支援を実施している自治体に対し、国の財政措置を含めた対応を適切に行うこと。

また、事故の収束に向けたロードマップを着実に履行するとともに、被災地の復旧・復興を着実に進めること。

X エネルギー政策・地球温暖化対策の推進

【担当省庁】内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、
経済産業省、環境省、資源エネルギー庁

関西広域連合及び構成団体等においては、これまで地域の特性や状況等に応じて、様々な工夫を凝らしつつ、省エネの推進、再生可能エネルギーの導入促進、関連産業技術の開発・普及等に取り組んできたところであるが、関西は他地域に比べ、原発依存度が高かったことから、平成24年夏には電力需給のひっ迫が見込まれる中での節電対策を経験したほか、平成25、27年に電力料金値上げも経験するなど、エネルギーを巡る環境は非常に厳しい状況にあり、地方自治体においても、産業活動や都市魅力の向上も視野に入れながら、地域の実状を踏まえ、需要者の視点に立って取り組んでいくことの重要性が一層高まっている。

関西広域連合は、このような状況に対応するため、“関西における望ましいエネルギー社会”の実現に向け、構成団体はもとより、近畿経済産業局や他の地方自治体、電気事業者、関係団体等との連携と役割分担の下で、低廉で安全かつ安定的な電力供給体制の確立、省エネの推進、地域の状況に応じた再生可能エネルギーの導入促進、関西におけるエネルギー関連技術の活用促進、水素社会の早期実現のために必要な情報収集を行い、地域・需要者の視点に立ち、関係する広域事務とも連携して、効果的な方策の検討、国等への提案、有意義な情報の発信等に取り組んでいる。

また、低炭素社会の実現に向け、温室効果ガス削減のための広域取組についても進めているところである。

今般、国において、長期エネルギー需給見通し及び2020年以降の温室効果ガス削減目標を含む「日本の約束草案」を決定し、国連に提出したところであり、今後、広く国民の理解を得つつ、安全性・安定供給・経済効率性及び環境適合を満たすエネルギー政策、温室効果ガスの排出削減に向けた取組が進められるべきものであることから、その着実な実施に向けて、以下のとおり提案する。

1 エネルギー政策の推進

(1) 広く国民の理解が得られる中長期的なエネルギー政策の推進

- ① 国においては、中長期のエネルギー政策について広く国民の理解を得るとともに、総合的・計画的に効果的な施策を推進すること。
- ② 将来に向けての日本近海のメタンハイドレート資源の調査・採取技術開発、潮流発電等海洋再生可能エネルギー実証フィールドの整備など、エネルギー源の多様化とエネルギー自給率を高めるための取組を着実に推進すること。

③ 災害に強い強靭な国土構造を構築するため、政府において主要都市を連絡する全国天然ガスパイプライン幹線計画を策定し、整備を促進する制度を創設すること。また、そのリーディングプロジェクトとして、舞鶴港等の日本海港湾への LNG 受入基地の整備、日本海側と太平洋側の都市圏を結ぶ南北横断パイプラインの整備等を推進すること。

(2) 低廉で安全かつ安定した電力供給体制の構築

① 国においては、現在、「広域系統運用の拡大」、「小売・発電の全面自由化」、「送配電部門の一層の中立化」を柱とした電力システム改革を進めているが、それらが“電力の安定供給の確保”や“電力料金の最大限抑制”という本来の目的・趣旨に沿うよう、適切な制度設計を行い、具体化を図ること。

② 他地域や事業者からの余剰電力の有効活用や電力需要のピークの平準化等に資する以下の取組を推進すること。

- ・ 他の電力会社からの応援融通や、特定電気事業者等からの追加的な電力購入の円滑化に向けた取組を迅速に推進すること。
- ・ 需要家が自家発電施設で発電した電気を電力会社の系統（送電網）を活用して別の需要地にある自社事業所等で有効活用できるよう、同時同量ルールの見直しを図ること。
- ・ 分散型電源導入促進事業費補助金については、周知・公募期間や事業実施期間に余裕を持たせるなど、民間企業が活用しやすい制度にするとともに、引き続き更なる電力確保に努めること。
- ・ ピーク料金制度や、時間帯別料金制などのソフトできめ細かなピークカット対策の促進や、自家発買上げの促進、ネガワット取引などのデマンドレスポンス市場の拡充を図ること。
- ・ コジェネ（熱電併給型のエネルギー・システム）の導入促進を図ること。

③ 経済・産業活動への影響を最小限に抑えるため、既存の火力、水力発電の最大限の活用に向けて、以下の取組を行うこと。

- ・ LNG 等の燃料の安定的確保
- ・ 環境に配慮しつつ、施設の増設・リプレースに関する手続きの更なる迅速化など、高効率発電施設の導入に対する的確な対応

④ 再生可能エネルギーについては、地球温暖化対策等の観点から、積極的に導入を促進すべきものであるが、一方で、再生可能エネルギーによる発電には出力の不安定さや発電コストの高さ、電力系統の安定性への影響のほか、固定価格買取制度による需要者の負担への影響などの課題もあることから、再生可能エネルギーによる発電のコストや安定供給力としての課題解決に向けた取組の実施を進め

ること。

(3) 企業や家庭における節電・省エネの促進

企業や家庭における節電・省エネを促進するため、BEMS、FEMS や HEMS などのエネルギー制御システム、LED 等の高効率照明や高効率空調・給湯設備などの省エネ機器等のさらなる導入に向けたさまざまな支援を行うこと。

(4) 再生可能エネルギー導入への積極的な取組

- ① 再生可能エネルギーについては、地域によりそのポテンシャルや活用手法などに特性があり、地域の特性に応じて進めていくべきものであるため、以下の取組を早急に進めること。
 - ・ 多様な地域資源を活用した住民参加型の発電事業の円滑な立ち上げに向けた支援の拡充
 - ・ エネルギーの「地産地消」による「地方創生」の観点から、太陽光はもとより、小水力や風力、バイオマスなど、地域の特性に応じた再生可能エネルギーの活用を促進する、戦略的かつきめ細かな価格設定や制度設計など、固定価格買取制度の適切な見直し
 - ・ 風力発電施設からの低周波音の影響について、客観的かつ適切な評価及び対応ができるよう、低周波音に係る環境基準を早期に設定
- ② 固定価格買取制度については需要者による負担が過大なものとならないよう、設備認定、買取価格、買取期間等について適切に運用すること。
- ③ 固定価格買取制度の開始もあって、国の「住宅用太陽光発電導入支援補助金」は平成 25 年度をもって廃止されたが、再生可能エネルギーの導入促進については、地域によって施策効果が異なると考えられることから、引き続き、地域特性、普及状況、固定価格買取制度の買取料金の推移等を的確に把握したうえで、効果的な普及促進方策を検討し、実施すること。
- ④ 一部の地域において送電網等の容量不足により連系制約が生じていることから、再生可能エネルギーの普及拡大が失速することがないよう、電力系統の広域的運用の強化や送電網の増強に向けた対策など、接続可能量を拡大するために必要な措置を講じること。また、再生可能エネルギー発電事業者に出力抑制を行う場合もその量は必要最低限とし、かつ公平となるよう制度の運用に努めること。
- ⑤ 再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、技術開発による高効率化や低コスト化、気象データを用いた発電予測技術の向上、系統運用の広域化などを早期に実現し、長期エネルギー需給見通しで示された再生可能エネルギーの導入量を、いち早く高い導入目標へと引き上げること。

(5) エネルギー関連技術の開発等の促進

関西には、太陽光発電、風力発電、燃料電池、蓄電池や LED などのエネルギー関連技術を有する企業をはじめ、我が国を代表する先端研究拠点としての大学、研究機関が多数集積していることから、関西のポテンシャルを活用するため、エネルギー関連技術（太陽光発電や洋上風力発電、波力発電、海流発電、蓄電池、電気自動車、燃料電池、スマートグリッド等）への積極的な投資促進等を図ること。

(6) 水素社会の早期実現に向けた水素インフラの整備促進

究極のクリーンエネルギーといわれる「水素」を活用する「水素社会」を早期に実現するためには、燃料電池自動車（F C V）の普及や水素ステーションの整備促進が重要である。

一方、国の水素ステーション整備目標は「2015 年までに 100 箇所」に留まり、その波及効果は限定的であることから、全国で水素ステーションの普及を加速させる意欲的な次期「整備目標」を設定するとともに、F C V の普及促進施策の実施やさらなる規制緩和の実現など、積極的な導入拡大施策を講じること。

2 地球温暖化対策の推進のための枠組みの早期確立

地球温暖化対策の推進のためには、エネルギー政策の見直しとともに具体的な施策の枠組みについて早期に検討を進め、必要な対策・施策を推進することが必要である。また、東日本大震災により発生した福島第一原子力発電所の原子力災害を契機に、再生可能エネルギーの供給の拡大や化石燃料に過度に依存しない社会の実現が一層求められているところである。こうした状況を踏まえ、低炭素社会を実現するためには、国との役割分担および地域資源等を活用した地方の取組を実現可能とする必要な財源の確保が不可欠であることから、低炭素社会の実現を目指す地方の役割にも十分に配慮し、地球温暖化対策にかかる次の取組を強力に推進すること。

- (1) 中長期的な温室効果ガス削減目標やそのために実施する施策などを定めた「地球温暖化対策計画」を早急に策定すること。
- (2) 国内外での温室効果ガス排出抑制に貢献する製品等の評価手法の検討、この評価を組み込んだ国際的な枠組みづくりを推進すること。
- (3) 国・地方を挙げて、地球温暖化対策の取組が進められるよう十分な対策を講じること。
 - ・ 「地球温暖化対策のための税」の使途に、森林吸収源対策を明確に位置づけ
 - ・ 森林吸収源対策を含めた地球温暖化対策の推進に大きな役割を担う地方の財源を確保

3 サマータイムの実施

関西広域連合の家庭や産業・業務部門に対する節電呼びかけにあわせ、構成団体では、使用電力の抑制などに加え、サマータイムの実施も呼びかけてきた。

サマータイムについては、これまでの取組効果を検証した上で、国民の共感を得ながら、社会全体での省エネルギー型の生活スタイルへの転換を図るために取り組める枠組みを早急に検討すること。

X I 広域観光・文化振興の推進等

【担当省庁】総務省、外務省、財務省、文部科学省、国土交通省、文化庁、観光庁

関西は、日本を代表する歴史、文化、伝統などが豊かな自然とともに味わえ、経済産業集積や現代文化に至るまで、個性ある多様な魅力が凝縮されている。

関西広域連合は、関西を「アジアの文化観光首都」とすることを目標に、文化観光資源の宝庫・強みを活かしたインバウンドの集客や文化芸術の継承・創造に取り組んでいるところであるが、観光から日本の元気を取り戻し、2019年ラグビーワールドカップと2020年東京オリンピック・パラリンピックや関西ワールドマスターズゲームズ2021に向けた情報発信などの取組を推進するため、各般の対策が必要であることから、次のとおり提案する。

また、文化芸術、思想その他の広範な文化領域において重要な位置を占め、人々が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものである古典の普及について、日本の伝統文化や日本人の心を次世代に継承していくため、併せて次のとおり提案する。

1 外国からの誘客促進

国際観光は、地域経済に及ぼす影響が大きく、グローバル化する世界経済の中で関西の将来発展のために必須の重要なテーマである。海外からの訪日旅行者数は、円安傾向や東南アジア諸国に対する査証発給要件の緩和等により好調な伸びを示しているものの、東京オリンピック・パラリンピック等に向けたさらなる受入体制の整備が必要であること、また、今後も海外との国際観光の厳しい地域間競争にさらされることから、以下の措置を講ずること。

(1) 訪日旅行促進事業の充実

- ・ 訪日外国人旅行者の誘客を図るため、アジアをはじめ海外でのプロモーションの積極的な展開
- ・ 訪日外国人旅行者の誘客を図るため、関西が一体となって実施する「KANSAI 国際観光 YEAR」など広域的取組への支援
- ・ 訪日外国人旅行者の安心感につながる正確でわかりやすい情報発信
- ・ 訪日外国人旅行者の利便性と安全性を兼ね備えた無料公衆無線 LAN 等の整備促進、認証手続きの簡素化・一元化
- ・ 訪日外国人旅行者の増加に向けた通訳ガイド養成の充実
- ・ 訪日外国人旅行者の周遊促進や地域活性化につながる広域観光周遊ルート形成促進事業の国負担事業の充実及び確実な財源確保

(2) 空港の魅力向上対策

- ・国際空港の魅力向上のための到着時免税制度の導入
- ・空港等における出入国手続きの迅速化・円滑化

(3) 訪日観光旅行に関する査証発給要件の緩和

訪日旅行促進事業（ビジット・ジャパン事業）における最重点市場である中国や東南アジアからの観光旅行に関する一層の要件緩和

2 東京オリンピック・パラリンピック等に向けた文化振興施策の充実

(1) 関西文化の取組を踏まえた東京オリンピック・パラリンピック文化プログラムの推進

2020年東京オリンピック・パラリンピックは、国内外の多くの人々に日本文化の素晴らしいさや深い精神性を理解いただく絶好の機会である。また、2000万人の訪日外国人旅行者をめざす我が国では、誘客の受け皿となる新たな文化観光資源の発掘と涵養、情報発信が不可欠であり、全国各地からそうした地域固有の文化発信が活発に行われることが、東京一極集中を抑制し、人口減少問題に対する有効な手立てともなると考える。

関西には長い歴史に裏打ちされた文化資源が集積しており、関西広域連合では、「はなやか関西・文化戦略会議」を設置し、関西が一つにまとまって関西各地の文化資源や伝統の上に、オリンピック・レガシーの理念を踏まえ、新しい関西文化を創造する「はなやか関西」の取組を進めている。

については、日本文化に重要な位置を占める関西の文化の取組を踏まえた文化プログラムの推進について次のとおり提案する。

- ① 東京オリンピック・パラリンピック大会の文化プログラムについては、多種多様な日本文化の蓄積を尊重した計画を早急に策定するとともに、その中に「はなやか関西・文化戦略会議」で検討している関西の取組を十分盛り込むこと
- ② 文化プログラムの実践を通して、国と地方の協働関係が築いていくよう、関西における文化の若い担い手育成や次世代への文化の継承の取組など地方の取組への所要の財政支援を行うこと
- ③ 広報戦略を早期に立て、関西をはじめ全国の文化資源や文化創造の取組を世界に向けて大きく情報発信すること
- ④ 文化プログラム推進のため文化庁に設置予定のプロデューサー等について、東京だけではなく関西にも設置すること

(2) 文化庁本体の関西への移転及び関西分室の継続設置と機能の充実・強化

日本を代表する有形無形の「本物」の資源が集積する関西に文化庁本体等を移転し、文化振興施策を展開すること。

また、文化庁等の移転までの間、平成28年3月に設置期限を迎える文化庁文化芸術創造都市振興室（文化庁関西分室）を平成28年度以降も継続設置するとともに、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた関西における文化プログラムの実施拠点として、その機能にふさわしい体制と予算の確保など、充実・強化を図ること。

(3) 「古典の日に関する法律」に基づく施策の一層の展開

東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、世界への日本文化の発信や文化交流が増えるこの機会に、日本人の誰もが古典文学や伝統文化に親しみ、その素晴らしさを世界の人々に語り伝えることができるよう、「古典の日に関する法律」の趣旨を踏まえ、全国的に「古典の日」を普及啓発し、我が国の教育や文化の振興、次世代の育成、日本人の精神的基盤の再構築につなげる施策を展開すること。

また、関西広域連合の行う人形浄瑠璃など「文化の道」をテーマにした取組をはじめ、古典の普及に関する事業を幅広く効果的に展開できるよう支援すること。

3 自治体の国際化の促進に向けた公用旅券事務の実施

日本の国際化を推進し、経済発展を実現するためには、国だけでなく地方においても、諸外国との間で経済・国際交流を一層活発化する、いわゆる「地方外交」を積極的に推進する必要があり、相手国の関係機関から高い信頼が得られるよう、国の信用力を付与するための対策を提案する。

自治体職員が、相手国の関係機関から高い信頼を得て、用務を円滑に遂行できるよう、自治体職員の公務による海外渡航についても、国の各省庁と同様、「公用旅券」の発給を可能とすること。

また、「公用旅券」を円滑かつ迅速に発給するため、「公用旅券」の発給業務については、国の権限を受けることができる新たな行政の枠組みとして発足した、関西広域連合において実施できるよう制度を改めること。

X II 攻めの農林水産業の確立

【担当省庁】農林水産省、水産庁

日豪 EPA の発効や TPP 協定の大筋合意など多様な枠組みによる EPA・FTA が進められており、経済の急速なグローバル化が今後より一層加速するものと考えられる。

国においては、新たな成長分野を切り開くため、攻めの経済施策の指針として、「日本再興戦略」を策定するとともに、3月には新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、農林水産業の成長産業化が進められている。

同戦略に位置付けられる付加価値の高い商品開発を可能とする6次産業化の推進には、人材の育成確保をはじめ、商工業や医療、福祉など多様な業種や大学等研究機関との連携による優れた「技術」の活用促進、新たな販路開拓などが必要不可欠となっている。

また、ユネスコの「無形文化遺産」へ「和食」が登録されたことを契機に、海外での日本食の普及を図っているところであり、農林水産物の輸出拡大にあたっては、規模拡大などにより国際競争力のある農林水産業を実現し、「安全・安心」な我が国の農林水産物が世界で認知され、世界の需要を取り込む輸出促進を図ることが重要となっている。

さらに、産地と消費者が直接繋がる「地産地消」の取組は、国民の「食の安全・安心」を確保するとともに、「国内における消費拡大」や「やりがいの持てる農林水産業の実現」に寄与するものである。

そこで、「攻めの農林水産業」の確立を図るため、次のとおり提案する。

1 TPP協定大筋合意に伴う必要な対策の実施

TPP 協定は、農林水産分野や国民生活のあらゆる分野に影響を与えることが想定されるため、国の責任においてその影響を調査・分析した上で、必要な分野への支援策など適切に対応すること。

また、農林水産業の持続的発展のため、地域特性に即したきめ細かな支援策を強化すること。

2 6次産業化の推進

6次産業化や経営の法人化など、新たな農業ビジネス人材の育成に対する支援制度を充実するとともに、人材を育成するシステムを構築すること。

3 国際競争力のある農林水産業の実現

すばらしい品質で「安全・安心」な国産農林水産物・食品を広く世界に発信するため、

国を挙げた「ジャパンブランド」の確立を図るとともに、海外への消費拡大及び販路拡大のための戦略的なプロモーション、マーケティングや品質管理等の体制を確立すること。

また、輸出に取り組む環境や体制を確立するため、科学的根拠を基に、輸出解禁要請を行っている国に対しては、早期に検疫条件を引き出すとともに、相手国の輸入条件などの輸出促進の障壁を国の責務として打破すること。

4 地産地消の推進

学校給食への地元農畜水産物の利用拡大の取組に加えて、生産者、病院、福祉施設、食品加工業者等の連携による病院食、介護食等への利活用を推進すること。

また、学校給食などへ地元農畜水産物を利用拡大する取組が TPP の ISD 条項に抵触することが懸念されるため、地産地消が ISD 条項に抵触することのないよう TPP 協定をすすめること。

5 稲作農家への経営支援

平成 26 年産米は、大幅な価格下落と著しい品質および収量の低下が発生し、稲作の担い手農家の経営に大きな影響を与えることとなつたが、今後は、担い手が安心して農業を継続できるよう、米価下落時に過剰米を市場から隔離して米価の安定化を図るなどの支援措置を講ずるとともに、収入減少影響緩和対策については、20%を超える大幅な収入減少にも対応できる制度とすること。

6 企業等多様な担い手の農業参入の推進

農業の成長産業化を実現するためには、農地を最大限に有効活用する必要があり、これを踏まえ、今国会で企業の参入をより促進するため農業生産法人要件が緩和されたところである。

今後とも、今回の規制緩和の効果を見据えつつ、より企業等多様な担い手が参入しやすい環境の整備に努めること。

XIII 医療提供体制の確保・充実

【担当省庁】厚生労働省

地域の医療提供体制の確保については、医療法第30条の4第1項の規定に基づく医療提供体制を確保するための計画を各都道府県が策定し、国民がいつでも、どこでも、等しく高度な医療サービスを受けることができ、国民の安心と信頼を得られる医療提供体制の構築が求められている。

こうした中、医療提供体制推進事業費補助事業では、都道府県の医療計画に定める医療提供施設等の整備の目標等に関し、施設の運営及び施設整備等に要する経費について支援しているところであるが、この補助金については、年々交付率が低下しており、平成27年度はドクターへリの運航経費を除けば、交付率が50パーセント程度かそれを下回る交付率に至っている。

当補助金は、救命救急センター運営事業をはじめ、周産期母子医療センター運営事業、小児救命救急センター運営事業など、地域において良質かつ適切な医療を効果的・効率的に提供するために不可欠なものであるにもかかわらず、実態と乖離した補助の状況により、事業の執行に重大な支障が生じるおそれがある事態となっている。

一方、ドクターへリについては、全国で38都道府県に46機が導入され、医師を速やかに救急現場に搬送し、初期治療を行うことにより、救急患者の救命率の向上や後遺症の軽減に大きな効果を上げているところである。

特に、関西広域連合では、4次医療圏“関西”の実現を目指し、関西広域連合管内6機のドクターへリによる府県域を越えた一体的な運航により、管内全域で30分以内での救急搬送体制を確立しているところである。

また、ドクターへリに搭乗する医師・看護師の確保について、基地病院と連携し一體的な養成に努めるとともに、近隣県ドクターへリとの相互応援の推進、各府県消防防災へリとの連携により、人口分布や交通インフラの事情が異なる管内の山間、離島、周辺部に至るまで、二重・三重のセーフティネットを構築するなど、広域救急医療の先進モデル地域を構築し、関西2千万府民・県民の安全・安心を確保している。

このように、広域救急医療にとって極めて重要な存在であるドクターへリの運航経費について、平成27年度の医療提供体制推進事業費補助金においては、申請額に対し100パーセントの配分をいただいたところであり、大いに評価をしているものの、今後もドクターへリの安定的な運航体制を維持するためには、所要の財源を確保する必要がある。

以上のことから、次のとおり提案する。

1 地域医療体制の確保

地域の実情に応じた良質で適切な医療提供体制を確立するため、医療提供体制推進事業費補助について、全国需要に応じた財源を確保すること。

また、補助制度の抜本的な見直しを行う場合は、地方の声を十分斟酌すること。

2 ドクターヘリ関係予算の確保

広域救急医療において必要不可欠であるドクターヘリが、将来にわたり安定的な運航体制が確保できるよう、特別措置法の見直しを含め、恒久的かつきめ細やかな財政支援制度を整備すること。

また、陸路搬送に時間を要する山間部や離島を抱え、ドクターヘリの代替手段のない地域を運航対象とする場合に、特例措置として補助基準額の増額を行うこと。

XIV 微小粒子状物質（PM2.5）対策の推進

【担当省庁】外務省、環境省

微小粒子状物質（PM2.5）について、国においては、平成25年12月に政策パッケージをとりまとめ、PM2.5予報ができるることを目指したシミュレーションモデルの構築、国内対策の確立、大気汚染に関する日中韓三カ国政策対話の推進、健康影響に関する調査研究の推進、国内外の最新知見の情報収集に取り組むこととされている。

国民の不安を解消するためにも、政策パッケージに掲げられた施策が迅速かつ着実に行われるよう、引き続き、次のとおり提案する。

1 国民の健康への不安解消

平成26年2月には、暫定指針値を上回るPM2.5濃度が観測されるなど、国民の健康への不安が高まっていることから、PM2.5の健康影響に関する知見を早急にとりまとめ、具体的で分かりやすい情報発信を行うこと。

2 PM2.5 対策の確立に向けた取組

PM2.5については、西日本を中心に環境基準を達成していない状況にある中、平成27年3月に中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会において、微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方の中間とりまとめがなされ、国内における排出抑制対策の着実な推進が必要とされたところであるが、排出規制等が行える段階には至っていない。このため、PM2.5の成分分析を地方と連携して充実させるとともに、大気中での挙動や発生メカニズムの解明など調査研究をより一層充実させ、国内での対策を早急に確立すること。

また、黄砂飛来時にPM2.5濃度の上昇が見られる事例があることから、黄砂の飛来とPM2.5の関連の解明など調査研究を進めること。

なお、地方が実施する成分分析の充実には財政負担を伴うことから、国が財政支援を行うこと。

3 広域移流に係る影響の低減

大陸からの広域移流の影響を低減するためには、国際的な対応が必要であり、日中韓3カ国の環境大臣会合等の枠組みを通じて、中国に対して必要な自国での大気汚染防止対策が早期に講じられるよう、引き続き強く働きかけを行うこと。

4 注意喚起のための暫定的な指針の見直し

黄砂飛来時には広域的かつ継続的に日中濃度が上昇するなど、現在の早朝や昼の濃度判断だけでは日平均値を適切に予測できない場合がある。このため、黄砂飛来を含めた広域移流等に伴う濃度の上昇に対して、確度の高い日平均値の予測手法などを検討し、必要に応じて暫定指針を見直すこと。

また、国民の日々の行動のための有効な予測につなげていくため、高濃度が予想される場合の全国統一的な基準での前日予報の実施など、更なる注意喚起の手法を検討すること。

5 常時監視体制の充実に向けた財政支援

国民の不安を解消するためには、複数の測定データによるより精度の高い注意喚起を的確に行う必要があり、常時監視体制の充実を図るための測定機の増設については、短期的に多額の財政負担を伴うため、国が財政的支援を行うこと。

XV 新型インフルエンザ対策等の強化

【担当省庁】内閣官房、厚生労働省、農林水産省

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づき、関西広域連合構成府県市では府県市行動計画の策定を行っているところである。

については、新型インフルエンザ等の発生に備えた対策を強化し、発生時の迅速な対応に資するため、次のとおり提案する。

1 病原性が高い新型インフルエンザへの備えの強化

- (1) 国立病院等の遊休病床等（休止中の結核病床等）活用による病床の確保や、府県市が行う防疫、検査、搬送、入院・外来医療機関の確保への支援など、集団発生時の医療、搬送、検査体制を確保すること。
- (2) 国や府県の要請により休業措置等を行った介護施設など社会福祉施設等への支援を行うこと。
- (3) 府県の要請等に応じて医療の提供をする医療関係者が、医療機関の管理者として患者と直接接する事務職員等を活用した場合には、要請の医療関係者以外であっても補償をすること。
- (4) 必要量のワクチン及び不足のない充分な流通量を、国の責任において確保すること。
- (5) 指定地方公共機関は、地域における国民生活及び経済の安定に欠かせない機関であることから、特定接種の目的に照らし、都道府県が指定した全ての指定地方公共機関を特定接種の対象とすること。
- (6) 新型インフルエンザ発生段階の早い時期に、予防接種を優先的に接種する者を具体的かつ明確に示すこと。
- (7) 接種は、全国的に実施されることから、広域的な接種体制として、接種料金と支出事務などの接種事務について具体的に接種基準や指針を早急に示すこと。
- (8) 住民接種にかかる必要経費については、国において全額財源確保を図ること。
- (9) 備蓄用抗インフルエンザウイルス薬の備蓄については、小児への処方に適した備蓄用タミフルドライシロップを含めた多様化の方針が示されたが、薬剤それぞれの備蓄割合及び備蓄目標についても、早急に示すこと。また、それら備蓄薬剤の更新・廃棄・保管にかかる経費を全額、国が負担すること。
- (10) 指定地方公共機関指定の医療機関がDPC評価の検討対象になっていることをふまえ、新型インフルエンザ等発生時に医療提供にかかる業務継続の努力義務が課され

ている登録事業者についても、初診料等診療報酬加算ができる対象とすること。

- (11) 検疫体制について、大阪検疫所管内の全ての検疫港に検疫官を常駐させ、体制強化を図ること。また、関西広域連合の構成府県を管轄する検疫所についても、検疫官を増員し、水際対策の体制強化を図ること。

2 円滑かつ効果的な社会活動制限の実施

緊急事態宣言時の措置として都道府県知事が行う施設の使用制限等について、緊急時に円滑かつ効果的な実施が行えるよう、政府対策本部の基本的対処方針で定められることとなる国の基準を予め明らかにすること。

また、緊急事態宣言によらない場合であっても、学校等の臨時休業や集会・イベントの自粛要請等について地方公共団体がその流行状況に応じて適切に判断ができるよう、国において一定の方針等を示すこと。なお、臨時休業等を要請する場合において、新型インフルエンザ対策を担う医療機関やライフライン機関の従事者が、育児のために休暇取得を余儀なくされることのないよう、一部の保育所に保育を継続させる場合には、その保育所の保育士等を特定接種の対象とする等の配慮を行うこと。

3 鳥インフルエンザの家畜伝染病対策の強化

家きんでの発生状況や当該ウイルスの遺伝子性状等の分析を進め、家きん防疫対策の更なる強化を図ること。

XVI 東日本大震災に関する被災地支援等

【担当省庁】内閣府、復興庁、総務省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省

災害発生から4年半以上が経過し、復興に向けた取組をますます加速させていくことが求められている。現在、多くの被災者が仮設住宅や避難先での生活を強いられており、高台移転や土地区画整理事業等を一層促進して、住宅復興をはじめとする被災者の生活復興をより加速させていくことが必要であることから、次のとおり提案する。

1 東日本大震災の復興状況に応じた支援対策

本格的な復興を進めていく中においては、新たな都市計画に基づくまちづくりや、道路や防潮堤等のインフラ整備などを進める一方、コミュニティづくりや高齢者の見守り活動の支援などを続けていく必要がある。

このため、被災地での心のケア・福祉・まちづくり等に関する民間の専門家、NPO・ボランティアの支援活動や被災地から各府県へ避難している方に対する支援等が円滑に進むよう、必要な財政措置を講ずること。

また、今後の大規模災害に対応するため、東日本大震災の経験と教訓を生かし、被災県・被災市町村において、復興ノウハウが蓄積される仕組みを構築していくこと。

2 被災地復興のさらなる推進

高台移転については、住民の合意形成など課題を抱えながらも被災地各地で復興事業が進みつつある。その一方で、防災集団移転促進事業の対象区域外の浸水エリアの住宅再建については、復興交付金事業の対象外となっているため被災自治体の一部では独自に支援策を実施しているケースもある。また、移転元地である被災市街地（集落）の今後の土地利活用の検討が進んでいない地域も多くある。こうした状況に対して、復興まちづくりの取組を加速させるためにも、国において必要な対策を講じること。

また、災害公営住宅整備事業など復興交付金事業に関して、被災自治体に過度の負担が生じないよう引き続き必要な予算措置を講じること。

3 被災地方公共団体の職員不足に対する支援対策

復興事業の進捗に伴う、被災地方公共団体、特に沿岸市町村における職員不足の状況は深刻であり、先を見通せないものであることから、任期付職員の任用等による独自の職員採用、自治体間の職員応援等だけでは補うことができない状況である。

このため、国家公務員の派遣増員の体制強化等も考慮に入れた抜本的な支援対策を講ずること。

なお、関西広域連合をはじめとした自治体間の職員派遣に関しては、引き続き必要な財政措置を講ずること。

4 遠隔避難者に対する支援対策

被災者の避難先は全国に及び、関西広域連合構成各府県内においても、依然、3,000人以上が避難している。

被災地の早期復興を支援する一方、県外避難者に対しても、自主避難者を含め、県内避難者と同様の支援措置を講じること。

また、遠隔避難者の所在地を把握することができるよう、全国避難者情報システムの登録を促すなど、積極的な広報に努めること。

5 風評被害対策

農林水産物の輸出に関して、放射性物質の検査証明書等の提出等の輸入制限が今なお継続され、輸出事業者にとっては大きな負担となっている。そのため日本の農林水産物等の安全性に関する正確な情報発信、積極的な広報などに努めること。

また諸外国の輸入規制がWTO協定に抵触していないかを精査し、問題が有る場合は国際ルールに基づきWTOの紛争解決手続きに従って解決すること。

XVII 関西ワールドマスターズゲームズ 2021への支援

【担当省庁】文部科学省、観光庁、外務省、内閣官房、スポーツ庁

東京 2020 オリンピック・パラリンピックの翌年 2021 年 5 月 15~30 日に、関西の広い地域を会場に、生涯スポーツの国際総合競技大会であるワールドマスターズゲームズが開催される。

2014 年 12 月には、関西広域連合の全府県市や関西の経済団体はもとより、国や全国的なスポーツ団体など幅広い関係団体から構成される一般財団法人関西ワールドマスターズゲームズ 2021 組織委員会を設立し、国内外から 5 万人の参加をめざし、大会準備を進めている。

大会組織委員会では、生涯スポーツ社会の実現、大会を通じた国際交流の促進と関西・日本の伝統・文化の世界への発信、スポーツツーリズムによる地域活性化の促進などを大会基本理念とし、その実現に向けた取組を実施しているところである。

また、既に開催を予定する府県市で 10 万余人が参加する関西独自のマスターズ大会を開催するなど、わが国の生涯スポーツ社会の実現に向けて気運醸成を図っている。

関西ワールドマスターズゲームズ 2021 の開催は、スポーツ立国、文化立国、観光立国をめざすわが国にとって多くの意義があり、ラグビーワールドカップ 2019、東京 2020 オリンピック・パラリンピックもあわせた国際的ビッグイベントに向けて、観光とも連動させつつ、スポーツや文化による国際貢献や有形・無形のレガシーなどについて情報発信し、オリンピック・パラリンピックムーブメントを国際的に高めるため、オールジャパンの体制で取り組む必要がある。

については、国においても、この大会の成功に向け、次のとおり提案する。

1 準備段階からの国等による財政支援等

ワールドマスターズゲームズの開催にあたっては、最小のコストで最大の効果が得られるよう計画するものであるが、基本理念の実現や円滑な大会実施のため、万全の資金計画で臨む必要がある。

については、国においても、「オリンピック・パラリンピックスポーツレガシープログラム」の一つとして本大会を位置付け、スポーツ振興くじを積極的に活用した最大限の助成、大会を通じた国際交流やスポーツツーリズムによる地域活性化の取組への支援等、準備段階から必要な財政支援及び協力をを行うこと。

2 東京 2020 オリンピック・パラリンピック等と一体となった取組の推進

2019 年ラグビーワールドカップと 2020 年東京オリンピック・パラリンピックの「みる」スポーツの機運を 2021 年ワールドマスターズゲームズの「する」スポーツにつなげ、わが国の生涯スポーツ社会の実現を目指すとともに、国際的に注目度の高まるこの期間を活かした積極的な国内外のプロモーション活動を実施することが重要である。

については、国においても、関西ワールドマスターズゲームズ 2021 の広報を東京 2020 オリンピック・パラリンピックやラグビーワールドカップ 2019 と一体的に展開するなど、相乗的な取組を積極的に行うこと。

XVIII 危険ドラッグ対策の充実強化

【担当省庁】内閣府、法務省、外務省、財務省、厚生労働省、海上保安庁、警察庁

国・都道府県等の対策により、危険ドラッグを街頭で販売する店舗は壊滅することができたものの、インターネットやデリバリーによる販売を撲滅するには至っていない。

一方で、多幸感を得ることができる薬物の需要は根強く、シバガスなどの新たな薬物が次々と流通しており、常に乱用の広がりが懸念される状況にある。

危険ドラッグに起因するあらゆる危害から、「国民の生活・生命」を守るため、引き続き、各種対策のさらなる充実強化を求め、次のとおり提案する。

1 新たな観点に立った「効果的な規制手法」の確立

医薬品医療機器等法の改正により、検査命令・販売等停止命令の対象物品の拡大や販売等を広域的に禁止する仕組みが設けられるなどの規制強化が図られているが、未だ十分ではないことから、国・都道府県はもちろん、大学や製薬企業の研究機関などの協力も得、我が国の英知を集結し、「危険ドラッグになり得る物質」の範囲を明確にした上で、流通に先駆けてその全てを規制するなど法整備も含め、いわゆる「イタチごっこ」の状況に対抗しうる「新たな規制手法」を確立すること。

2 危険ドラッグの乱用を許さない社会づくりに向けた強力な啓発

危険ドラッグの店舗は壊滅に至っているものの、多幸感を得ることができる薬物に対する需要は依然として根強い。「真の危険性」を強く訴える「効果的な啓発」を強力に進めること。

3 水際対策の強化

危険ドラッグの製造原料となる物質のほとんどが、海外から密輸されている現状を踏まえ、関税法の改正が行われるなどの水際対策の強化が図られてはいるが、国際的な協力の下、危険ドラッグ原料物質の輸出国側における規制強化を強く働きかけること。

また、麻薬特例法に基づく規制薬物に指定薬物を加え、他の規制薬物と同様に泳がせ検査を可能とするなど、さらなる水際対策を図ること。

4 危険ドラッグ検査体制等の充実

危険ドラッグの試験・検査については、各自治体が県民への啓発や取締りなど、各自の方針で取り組んでいるが、いずれの場合も、最新の指定薬物の標準品の確保が不可欠である。これら標準品の確保と各自治体への提供について、必要な自治体が、速やかに標準品を利用できるよう、体制を整えること。

また、都道府県が行う検査機器の購入等の経費に対し、支援を行うこと。

